

100

一つ御説明願いたいと思ひます。その方の定員の査定をいたしました方針は、従来大蔵省において常に定員の査定との区分別をいろいろいたしました。その方式に従つて実施いたしましたのでございまして、その程度のことならば判明いたしますけれども、各部係等の内容に至りましては、管理廳においてはそこまで資料を整へることは困難であります。

○羽仁五郎君 お答えがはつきりしないですが、総理府定員の内訳というのについて、先ず総理府においては、ここにはそれ／＼のただ総務課とか、監査課とか、財閥役員審査課とかいうような数字が上つていますが、これ

は前のはない、旧定員は幾らであつて、
そうして現在それがどうなつたのかと
いうことを出して頂かないと考えよう
がないと思うのです。これは全体につ
いては、旧定員、新定員、それから退
職者の数というものが出ております
が、この総理府についてはどうなの
ですか。ここに下すつたこれだけで考
えて審議しろとおつしやるのですか。
○政府委員(増田甲子七君) 羽仁さん
にお答え申し上げます。只今御提出い
たところの参考表は、総理府新旧定員表で
ございますが、あと御希望がございま
すれば、政府といたしましてもできる
だけ参考資料は提出いたしたいと思つ
ております。そこで御希望の数を一つ
おつしやつて頂きますと、それに従い
まして、直ちに参考資料を作成してお
手許にお届けいたしたいと、こう思つ
ております。

○羽仁五郎君 それでは具体的に伺い
たいと思うのですが、大体この警察関
係は全然減員しないと言われるところ

の根拠はどういうところにあるのか、それをもう少しはつきり伺いたいところの思ふのです。それから今一つついでに申し添へてあれですが、直接具体的問題の一つとして、科学技術行政協議会が十二人ということに、これは新旧対照表の方でなく、総理府定員の内訳というところに出ておりますが、十二人と計算されておられるの根拠、それから日本学術会議の定員が八十五人となつておられるの根拠、これらについて詳細に御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(増田甲子七君) 警察を減員しなかつた理由を申し上げます。警察のうち、實際警察の業務に當つておられる、内部の事務でございまして、治安の活動に従事しておられる者については減員をいたさなかつたのでございませう。これは終戦後の治安の状況に鑑みまして、御承知のごとく犯罪事故等も非常に殖えて來ます。終戦後本當の意味の民主的、平和的の國家を建設する上に、その根本になるものは治安でございませう。この治安關係の活動をしておられる警察職員は、一人當りの負担量が非常に殖えておられる状況でございませう。警察及び檢察、裁判というような關係は、今回はその活動に當つておられる者については減らさなかつた次第でございませう。裁判、檢察等は私の關係外でございませうから別といたしまして、警察の活動に従事しておられる者については減らさなかつたのはそういうわけでございます。但し内部においてデスク・ワークしておられる警察の事務員の方は減らしております。

それから科学技術の關係、或いは日本学術會議の關係につきましては、こ

ういうようなところの振興が終戦後最も文化國家建設のため必要と思ひました。減らす率を非常に少くいたしまして、一割だけ減らしておられる次第でございませう。普通は非現業、デスク・ワークの職員は三割減らしておりますが、この二つの職員につきましては特に重要性を認めまして、一割だけ減らした次第でございませう。

○羽仁五郎君 只今の御答弁で大体の輪廓は了解できたのですが、警察の問題についてはですね、もう少し根本的な点から私の方としては問題にしなければならぬと思ひますが、これはよく御承知のように、犯罪なり治安なりが不安があるという問題は、必ずしも警察を増員したから、或いは警察の定員を減らさないから治安が維持できるのではなくて、言うまでもなく社会的な原因というものがあつたわけですから、他の方面で、例えば総理府の場合でも他の方面において減員されて、或いは定員が減らされて、そしてそういう方面で犯罪の原因が作られて行く場合に、それで警察の方を減らさないというふうな、そういう政治的な方針をお探りになつておられるのか。これは今総理府の場合ですら全体については別ですが、併し全体についても、例えば新旧定員の全体において法務廳においては九九%、殆んど減らされない。労働省においては七二%と非常に減らされる。こういうところにも現われておると思ひますが、労働省の定員を非常に減らして、そして國民が正當なる労働によつて正しい生活ができるという点を考慮されないで、それを取締る方だけを考へられるというふうな面が、この総理府の場合にも現われて

來るのじやないか、そういう点。それから今一つは、世間で殊に最近そうですが、輕犯罪法の適用その他が可なり行過ぎておられる面が多いということが輿論の批判の対象となつておられるので、そういう点で、もう少し具体的に實際この警察關係においても、どれ程の仕事があるからこれだけの定員を減らすことができない。これだけの者を置いて置かなければならぬかというのを、もう少しそういうふうな政治的な問題を含んでおられるものとして、そういう材料を我々としては資料として考へたいというふうな考へるのです。そういふ意味の資料を出して頂きたい。で、徒らに警察を多くして、それで國家の治安が保つていなくとも、勿論お考えになつていなくとも思ひますが、もつと言へば、こういうふうな傾向で、いわゆる警察國家を復活しようというふうにはお考えになつてはいないと思ひますが、そういう誤解を一掃するに足るような資料を出して頂きたいということが第一です。それから今一つ、科学技術行政協議会の定員の十二名というのは、これは何の定員を言われておられるのか。これは事務員の方ですか、事務局の定員ですか。それから日本学術會議の八十五名というの私の直接知つておられるところなので、日本学術會議及び科学技術行政協議会は新たに設けられて、新たに出發したものであるの、その出發するときに、今回のこの行政整理を予想して、すでに可なり行政整理の結果許されるであろう定員しか與えられなかつたという事實があるのですが、従つて出發するとき、もうすでに行政整理の結果を予想

して置かれた定員を、今たとえ一割と雖も減らしになるということは、やはり或る意味においては日本学術會議に対する政府の公約に反する点もあるし、又事實新たに出發して、今まで何準備のない機關であつて、而も今おつしやるように文化國家建設のために最高の機關であるのですから、これは一割をお引きになるということが當然のやうな今のお答えであつたけれども、出發するときすでに行政整理の結果を予想して大体の定員ができていたものを、たとえ一割と雖も削られるということは、恐らく日本学術會議の機能が損傷されるのじやないか。これは重大なる問題であると思ひるので、その点について一回伺ひたい。

○政府委員(増田甲子七君) 羽仁さんにお答え申し上げます。警察の要諦というものは、結局予防警察にある。それからその前提としては、よき政治が行われることにあるということはお説の通りであります。ただ併しながら政府といたしまして、今回警察を減員しなかつたのは、警察が非常に終戦後においては一人當りの負担が過重である。而も治安状況は從來に比べまして格段に悪くなつております。そういう關係からいたしまして、今回は減員いたさなかつたのでございませう。併しながら警察職員が減らないということが、直ちに警察國家になるといふふうには結論されないと私は思ひます。というのには、終戦後における治安關係の法規はすべて私共考へまして民主的な皆さんの御決議にかゝる法規でございまして、この法規を實行するというところに、よつて終戦後の日本の平和を維持する、安寧を維持するという職責を担當しておるのであります。警察法自体が民主的であることが最も必要でありますが、その法規は民主的である。こ

應じて充員なり、或いは定員の増加といふことが考えられると思ひます。そのことは行政整理審議会なり、或いは政府の研究によつて皆さんの御意思に副つて参りたい、こう思つておる次第であります。

○委員長(河井彌八君) 実は各省廳につきまして、一應ずつと人員の配置等につきまして説明を聞きまして、只今の御意見を更にやつて行きたいと思ひますが、如何がでございますか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) それではさうに決します。

次に、法務總裁の所管につきまして御説明を願ひます。

○國務大臣(池田謙吉君) 法務廳の定員について申し上げます。法務廳の標準予算定員は本廳におきまして、千七百十三名でありましたのを、五百十名減員をいたします。それから本廳以外の定員数が大部分であります。これが四万四千四百八十名でございます。これを、千六百七十七名減員をいたします。そこで全体をいたしまして、四万二千五百五十三名のうち、千六百七十七名減員いたすことに相成るのであります。然るに法務本廳において約三百人、それから外廳に行きまして千七百八十八名、計千三百七十八名の新規増員をいたします。従つて全体をいたしましての新定員は、本廳におきまして、千四百三十七名、外廳におきまして四万五千五百ばかりに相成ります。そこで総計にいたしまして、四万二千五百五十三名が四万一千九百五十五名と相成ります。殆んど外の省に比べまして、減員の程度が非常に低くなつておるのであります。これは御承知のごとく法務廳の定員の中

には約半分、二万人近いものが刑務所、少年院或いは少年觀護所、少年鑑別所、そのいつたようなもの、それから矯正保護管区の職員、こういうようなものであります。と、檢察廳の職員約一万一千四百名を含んでおりますために、その減員の程度が非常に低くなつたのであります。減員いたしました主なものを申し上げますと、法務本廳が五百十人、これは只今申上げた通りであります。が、司法事務局と申しますもので、今度の設置法におきまして、これを法務局という名前に変へましたが、この法務局におきまして、八千八百七十五名のうち約四百、これは大部分は登記事務に従事するものでありますので、それらの登記事務は殊に最近農地改革によりまして、非常に事務が激増しておりますので、その分には手を触れないことにいたしました。その他の事務につきまして、約四百人の減員をいたしました。それから檢察廳におきましては、これも純粹の檢察事務につきましては、殆んど減員をいたす余地がありませんので、これも檢察廳に附屬する事務職員につきまして約七百七十名の減員をいたしております。これが主な減員でありまして、その計が千六百七十七人の減員となつて参るのであります。然るに新規増員は法務本廳におきまして約三百人、これは主として諸團體調査のための役人を殖しましたのであります。それから外廳の人の殖えましたのは、これは只今申上げました少年觀護所等の職員の充實と、それから檢察職員の充實といふことのために殖えたのでございます。それから今度國會に提出をいたしまして御審議を願つております犯罪者予防更生法が成立

いたしますれば、從來の法務廳内の矯正に關する事務が、この法律に基きまして中央更生保護委員会というものに移轉いたしますので、そちらに定員を振替えた者も約千人でございます。只今お話し申し上げたような次第でありまして、結局におきましては四万二千五百五十三人が四万一千九百五十五人に相成ることになりまして、その定員上におきましては減員は実に僅かな數に相成つたのであります。

人員整理の基準はどうするかという問題であります。これはいづれもいつの整理におきましても當振りまするうちに、本人の能率、怠惰、健康状態或いは家庭の事情であるとか、轉職の能否、年齢その他各般の事情を慎重に考慮いたしまして、何人が考えましても納得の行くような公正な合理的な整理を行なつて行きたいと考えております。但し只今申上げましたように、定員上における減員もそれ程多くありませんし、又實際の事情から見まして具體的に出血を見る人員は誠に少ないであらうと考へます。従つて極く簡単に整理が行われることと考へております。それから各級別による整理をどうするかという問題もございしますが、只今まだ具體的にこれを申上げる段階に達しておらないのでございまして、それは今後分課規程等につきまして十分に検討を加へました上、決定をいたしたいと考へておるのであります。ただ今度の設置法におきまして直ちに問題となりますのは、五人の長官が三人になりますので、二人長官が減ります。十六の局長が十一になりますので局長が五人なくなることにあります。尤もその局長の中で中央更生保護委員会へ移轉する者も出て参るのであります。かようなわけであります。法務廳といはしましては最上級の官吏におきまして一番大きな出血があるものであります。下級の官吏におきましては多くは配置轉換等によつて適當な処置ができておるのではないかと考へております。

○委員長(河井彌八君) 次に大藏省に入ります。大藏大臣の説明を願ひます。

○國務大臣(池田謙吉君) 大藏省の定員につきまして申し上げます。本省並びに專賣公社、即ち從來の專賣局を加へまして、標準予算定員は十四万七千二百六十六人でございます。今回三万一千二百六十人を減少し、新たに七千三百六十二人を新規増員いたしまして、差引十二万三千二百二十八人に相成るのでございます。これを内容を區別して申し上げますと、一般會計の方では一万四千五百四十三人にございまして、主として本省でございまして、或いは又税關も入つておりますが、一万四千五百四十三人が一万三千三百二十一人になります。証券取引委員会では三割を整理いたしまして二百七十七人が百四十五人に相成ります。今度でございます國稅廳、即ち從來の財務局における税の方面の人員は、標準予算定員七万六千二百三十三名でございまして、大体二割整理いたしまして、六万四千九百五十五人に相成るのであります。一万五千七百三十八人を減員するのでございます。尙この税につきましては、七万六千のうち一万二千はど欠員がございましたので、實際血を見るのは四千八人に相成るのであります。造幣廳におきましては、これは現業官廳でございまして、最近の業務の状況を見まして、特に三

〇%の整理をいたしたのであります。従ひまして二千八百九十人が二千二十三人に相成ります。印刷廳の標準予算定員一万一千二百八十七人は二割を整理いたしまして、九千三百三十人に相成ります。尙專賣局でございしますが、標準予算定員四万一千八百六十六人のうち二割を整理いたしまして、八千三百八十八人減員が成立したのであります。が、御承知の通り本年は煙草の増産をいたしまして、即ち昨年度は五百三十四億本でありましたのを、本年度は六百六十五億本に増加いたしました。ために、新規の増員が四千六百三十六人を見まして、差引從來四万一千八百六十六人であつたのが三万八千八百十四人と相成るのでございます。以上が大藏省關係の人員の整理に相成つております。

尙この際御審議を願つております大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に關しまして、國稅廳ができましたために人員の割振りが變ることになつております。即ち從來は本省七万三千八百十六人、証券取引委員会百四十五人、造幣廳二千二十三人、印刷廳九千三百八十人、計八万五千十四人であつたのを本省と國稅廳に分けましたために、本省が一万三千三百二十一人、國稅廳が六万四千九百五十五人、こういうふうに訂正することに相成ると考へておる次第であります。

○中井光次君 只今大藏大臣からの御説明がございましたが、計數的には約十方くらい予算ですが、三万減員になつておるようでありまして、実は私共の頂きました、三月一日現在の大藏省の現員が八万七千人になつておるのであります。それで新定員によりまして

大藏大臣の所管でございませうに、本多國務大臣か或いは官房長官からお答えになるのが適當かと思ひます。聞くところによりますと、只今人事院でも検討いたしておられるやに聞いております。他の國務大臣よりお答えいたします。

○東浦庄治君　日本專賣公社の新見増員の中に煙草増産、四千六百三十六人

員の中に専ら増資 四千六百三十六人というのがいきなり出て来ておるのですが、これは一割以上の数字で非常に大きい数字ですが、この仕事はどういう人がやつておつたのか、それに入つておつた人は何人ぐらいであるのか、四千六百三十六人というのはどういうところに配置して、どんな仕事をするのかというところをお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 御承知の通り、戦争の中頃までは大体八百億本の煙草を製造いたしておつたのであります。戦災を受けまして非常にながれ落ちて参りました。昭和二十三年度の煙草の製造実績は五百三十四億本であつたのであります。專賣収入は九百二十

億円でございます。本年度は櫻桃ができて参りましたり、或いは葉煙草の増産をいたしまして、この五百三十四億本の煙草を六百六十五億本に増加しよる、即ち百三十一億本の増加、二割余りの増加を計画いたしておるのであります。従つて専賣收入も御承知の通り九百二十億円から千二百億円の増加を見ておるのであります。この製造に要

します煙草の工員でございませう。女工
男工の工員の増加を四千六百三十六人
と見込んでおるのでございます。

○新谷實三郎君　大藏大臣にちよつと
伺いたいのですが、初めに予算が組ま

れます。ときの行政整理の案では、大体今お話のように現業三割、非現業三割というふうに一應予算上そういうこととさせていただきます。その後行政官廳の方で各省と御折衝の結果、實際ここに法律案として出ております中に、当時と或る程度変わつておると思ひます。各行政官廳によりましては、今申しました予算以上に減員されたところがあるかも知れませんが、予算程度にまで減員せられない行政官廳もあるのじやないかと思ひます。その点についての予算関係はどういうふうになるのですか。追つて若し俸給費等が足りなければ予算補正でもおやりにならなければならぬと思ひますが、どういふ関係ですか。

○國務大臣(池田勇人君) 予算を組みますときよりも余程今度の方が減つております。例えば私の方のところの税関係におきましては欠員がございまして、税金の仕事が殖えて参りましたけれども、欠員があるから新規増員を見込んでおられません。今回はこれを二割減らすことになりましたので、只今申上げましたように血が出て来るのでございします。逓信省関係におきましても大体三万七千人ぐらゐの人員整理の予算を組んでおりますが、今回これによりまして四万八千人程度の減員になりますので、予算のときよりも相当程度減員になっております。ただお話の特殊の場合に予算よりも殖えた例はないかということでございますが、一二あるやに聞いております。併しそれについていたしまして二、三人の程度でございますので、予算上賄えらると思はれるかと考へております。

○羽仁五郎君 大蔵大臣にお伺ひしたいのですが、今まで非常に多くの欠員があつた場合に、それに対し予算では或る程度ものが組まれていたのではないかと思ひます。その予算は結局どういふふうに使われたか、それを御説明願ひたいということを第一に伺ひたい。

○國務大臣(池田勇人君) それは人員がいなかつたのでありますから、不要額として残つて参ります。

○羽仁五郎君 それから第二に伺ひたいのは、全体の問題に關係するのですが、行政整理は財政の節約ということですが、大きな目的であるとして、言われておる。財政の節約といふのは結局國民の租税の負担の軽減といふことになければならぬと思ひます。この行政整理に伴つて行われた實際上の國民の、國民といつても結局勤勞大衆を指さなければならぬわけですが、その租税負担の減少となつておるのは、どういふ点に於てに組まれた予算に現れておるか、又今後そういうものが実施されるか、その点を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 御承知の通り行政整理をやりますと、その年に於いては退職金を出さなければならぬ關係上、余り財政的に余裕の出るものではないと思ひます。併し今年におきましては相当程度の支出の減を見ておるものであります。本當に出て来るのは、來年度から非常に樂になつて参ります。行政整理によりまして経費の節減につきまして負担の軽減に充てたいと考へております。

○羽仁五郎君 その点について、もう少し詳しくお伺ひしたいと思ひます。行政整理は一面において可なり勤勞大衆に犠牲をかけることになるので、その財政の節約といふことは單に漠然と一般的なものをお考えになつておられるのか、その財政の節約によつてできた余裕といふものは、特に重税に苦んでおる勤勞大衆の租税負担の軽減といふことのため、どういふ大衆課税を、或いは勤勞者に対する課税をお考えになつておるか伺ひたい。

○國務大臣(池田勇人君) 私は今、役人の整理をしたから、それによつて出て来るお金は勤勞階級の税負担の軽減に充てるべきだといふやういふ御意見には余り賛成できない。全体としての租税の軽減をやる場合の財源とするのは勿論考えなければならぬが、この財源を目的税的に考へたかと思ひます。尚且ただけの金額が減つておきます。尙且ただけの金額が減るかといふ問題につきましては只今計算させております。御承知のように退職金の支給方法につきまして、今關係方面と話をしております。それによりまして今年度とだけ減り、來年度とだけ減り、後刻御覽に入れることができると思ひます。

○羽仁五郎君 今の点については後程伺ひたい。

○委員長(河井彌八君) 文部大臣から文部省所管關係の説明を求めます。

○國務大臣(高橋武太君) 文部省の行政整理について御説明申し上げます。本省につきましては三割整理の原則が適用されたわけでありまして、この本省のうちで統計職員は二割、それから教育施設出張所技術職員は二割、こゝういふ例外が認められておるのであります。それから第二に本省以外の各廳であります。これは原則三割を適用しない例外として認められるといふ

ことになつておりました。その中で科学博物館、統計数理研究所、教育研究所、修所、國立博物館、これだけは教務及び技術系統の職員は欠員の相当人員の二分の一を減員する。事務系統の職員は欠員相当人員を減員するといふことになつておりました。次に緯度観測所、國立語研究所につきましては、教務及び技術系統の職員は減員しない。事務系統の職員につきましては欠員相当人員の二分の一を減員するといふことになつておりました。第三に、國立学校であります。これは原則三割を適用しないので、例外として処理されることになつておりました。教務及び技術系統の職員は減員しない。事務系統の職員は欠員相当人員の二分の一を減員する。こゝういふことになつておりました。

○委員長(河井彌八君) 次は厚生大臣に厚生省所管について説明を求めます。

○國務大臣(林義治君) 厚生省の關係について御説明を申したいと思ひます。厚生省の定員につきましては、御説明を申し上げます便宜といたしまして、本省と引揚援護廳と二つに分けて、御説明を申し上げます。

○委員長(河井彌八君) 次は厚生大臣に厚生省所管について説明を求めます。

○國務大臣(林義治君) 厚生省の關係について御説明を申したいと思ひます。厚生省の定員につきましては、御説明を申し上げます便宜といたしまして、本省と引揚援護廳と二つに分けて、御説明を申し上げます。

○國務大臣(林義治君) これはちよつと今申したいと思ひますが、新規増員が加へてないこと、その点違ひますことをお許し願ひます。甚だ手落で恐入りますが、表にありますが、二十四年度の新規増員が加へておる数字だと思ひます。それで國立病院、療養所などは、その仕事の性質上行政整理の一般基準によりましては、一方療養所などについては、新規増加が二千七百九十人ありますが、これは主として結核療養所の病床が増加になります増床計画等に伴いますところの増員であります。これらを差し引きますところの中の保健關係職員中、地方廳に属するものを除きまして約四百二十人余りとなつておりました。それから次に引揚援護廳につきましては、標準予算定員七百七十七人、減員が二百一十一人、差引き五百六十六人になつておりますが、引揚者の急増等も予想せられますので、この場合は政令の定めるところによつて増加することがあります。それから向この整理をいたします者の中に、病院、療養所、それから検査所は技術員の職員は減員いたしません。それから事務員につきましては現在欠員がおりますので、その欠員の半数を減ずることになつております。先程申し上げました通り、療養所には二十四年度におきましては、人数が増しておることになるわけでありまして、それから少

年教養院これは前と同じであります。それから公衆衛生院、それから國立光明寮、これは欠員をそのまま減じたわけでありまして。それから予防衛生研究所、それから衛生試験所、この二つの技術職員は欠員の二分の一、これを減じまして、それから事務職員は欠員のままを減じております。それから人口問題研究所と養蚕研究所技術員は、欠員だけのものを減じておりますし、事務に關係いたします者は、二割減ずるようになしたわけでございます。それから統計職員はやはり事務的の方面の者を二割、厚生保險の方を三割減じております。御承知の通り一般の者は本省といたしましてやはり三割のものを減じておるわけでありまして。それから新規増員が國立療養所では二千六百三十三名、それから皇室、新宿御苑のような、その他の所におきまして、六十三名、それから予防衛生研究所につきましては七十名、その他三十二名、計二千七百九十八名という者が新規増員になつておるわけでありまして。以上

○三好始君 議事進行について……只今御説明になつた新定員に關する資料が全然我々に配付になつておりませんので、非常に分り兼ねるのであります。

午後零時三十二分休憩

午後一時四十五分開会

○委員長(河井彌八君) それでは休憩いたします。

○委員長(河井彌八君) これより午前中に引續いて連合委員会を開会いたします。

農林省の定員問題を議題といたします。

○政府委員(池田宇右衛門君) 大臣が見えないので、私から御説明を申し上げることにいたします。お手許にある表に於いて三月一日予算定員十萬六千八百五十五人、官制定員十萬五千六百五十三人、定員法案による新定員八萬七千二百人と相成つております。その内容について本省並びに外郎廳の内訳を申し上げますならば、本省におきまして三萬二千六百三十四人、食糧廳において二萬九千二百二人、林野廳において二萬三千三百三十四人、水産廳において八千八百五十二人、計八萬七千二百名と相成つておるのであります。概括いたしましてその内容を申し上げますならば、三割整理の例外者として取扱つておる者があつたのであります。例えて申しますならば、検査検査機関であります。肥料検査所、農藥検査所、農産種苗検査官、動植物防疫所、農政改良試験所、農村工業指導所等の各所においては、例外といたしまして欠員を補充しないという程度に置くのであります。次に、試験研究機関といたしましては、技術官は欠員のままとしてその補充をなさず、その他の職員に対しては二割

程度に減ずるのであります。農事試験場、畜産試験場、茶業試験場、園藝試験場、蚕糸試験場、林業試験場、水産試験場、馬鈴薯原種農場、茶原種農場、開拓研究所、農業綜合研究所、家畜衛生試験場、食糧研究等は人員を補充せず、二割減少といたしたのであります。次に、二割減、或いは一割減といふものについて申し上げますならば、統計官、集計員、作物報告事務所、種畜牧場、國營競馬、食糧事務所、営林局、治山治水、官行造林事業等の事務所職員は二割減でありまして、森林主事及び附屬船員等は、一割減といふものであります。以上のような内容を以て、農林省關係の新定員を定めたような次第でございます。

○新谷實三郎君 極く簡単なことですが、最近各地からこの今回の新定員法案による定員を決められるに當つて、食糧検査員を非常に減員されるということにつきまして、これは非常に食糧供出に影響があるというので心配しておるようであります。この新しい定員によりまして、食糧供出の方は完全にうまく実施されるかどうか、この点について農林當局の御答弁を願ひたい。

○政府委員(池田宇右衛門君) 只今新谷さんの御指摘は、我々農林行政を行ふ者にとりまして、又外國主食を輸入に俟つて食糧の安定政策を實行する上から見ても考えなければならぬ問題であると思ひます。御指摘の通り、供出検査に當りまして、又供出米麥、諸等の代價精算に當りまして、山間の地においては、一ヶ村三里も、四里もあるところに一名乃至二名の検査官の手不足の現状から見まして、ひとしく二割の減員を來すことに相成りますならば、供出方面におけるところの滞りと、これが農家に影響いたしまして、生産方面に及ぼす影響も十分に考慮しなければならぬと思ひます。かような國民生活を通じて食糧安定を得る重大役目をするものに對しましては、關係廳とも相當今後これに折衝をいたし、本省においても予算の許す範囲において充實を図り、御指摘のようなことのないように努めた上、又努むる決意であるということをお願いいたします。

○鈴木直人君 只今の問題に關しまして、現在食糧検査員が全國を通じて、定員に比較してどの程度欠員になつておるか、そしてその欠員で以て端境期におけるところの検査を完全に遂行して來た自信があるかどうかお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(池田宇右衛門君) 鈴木さんの御指摘の点につきましては、御承知のごとき、今まで食糧調整員等の手力を求めまして、検査員の検査の補助機関とするような方法も取りまして、現在までは相當これが欠陥なからしめるような方法を取つておつたのであります。若し今日の整理によりまして二割減といふようなことに相成りますならば、御指摘のようなことが心配されるのであります。現在の検査員の欠員は七百名以内でありまして、これが充實も図らなければならぬ、かように思ふ次第であります。

○鈴木直人君 そうするといふこと、食糧供出といふのは言へば時期的な非常時に忙しむるものであるわけですが、而も今後相當検査等も嚴重にして、その

して質をよくするといふことが非常に必要だと思ふのです。今の御説明によりますといふと、検査員の外に非常忙しむる時には他の關係の者を手傳わして、そして検査員が責任を持つて手傳わして、そして仕事をやつて來たといふようなお話しであつたわけでありまして、この一ヶ町村においてどれくらいになりますか、一、二人ぐらになつておると思ひますが、そういう方法によつて今後検査においては全然支障を來さないという確信を持たれるかどうか。そして只今の御説明では、何か關係方面と、關係部局ですか、そういう方面と連絡を取つて、何か対策を講ぜられるようなお話でありまして、この定員法で決まつてしまひますといふと、農林省内部において彼此融通して、省内における定員を自由に決めるかどうかが、そういうことが可能かどうか一つお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(池田宇右衛門君) 鈴木さんの御質問でございますが、今までは農家の生産意欲、供出に對するできるだけの方法といたしまして、そういう援助の方法をとつた所もあるものであります。併し現在七百名も不足であり、全國で申しますならば約三萬四千五百名……五百名ちよつと欠けておると思ひますが、一市町村とするならば平均二名にならない。一名八分七分五厘くらいの程度になつておるわけで、私共も御指摘の通り、實際において減員が二割減るときにおいては心配に相成るのであります。そこでこれを充實するに今後、外の問題と違ひるのでありますから、食糧の確保と増産と供出とからみますときに、何らかの手を

○委員長(河井彌八君) 如何ですか、これで休憩いたしまして、一時半から再開いたしますが。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

打たなければならぬ。又充実の方法を考えなければならぬ。今その成案がありまじから、直ちにその成案を申上げることができない。残された問題を、充実の方法を考へるというこを申上げる次第であります。

○鈴木直人君 充実の方法を考へられたい。このことであるが、定員法が決まった後においては、もう一度定員法の改正をする以外に途がないと思ひますし、又農林省の定員何名と、全体の定員がここに決まるのであります。その決まった農林省の全体の定員の間に於いて彼此融通をするというようなことをやつて見る。こういうこととご意見しよろか。

○政府委員(池田宇右衛門君) 先ず欠員の充実を迅速にし、その他食糧事務所を通じて定員法が決まれば、その定員法の中において如何なる方策を以てかこれが支障ならしめるというような方法を考へなければならぬと思ひます。併し定員法は一應このうらふに農林省としては提案したのであります。御指摘の通りの支障があれば、委員会において委員の皆さんの御審議によりまして結果が生ずることであらうと思ひまして、本省といひましては提案した以上は、この枠内において充実の方法を固らなければならぬ。かように申上げる次第であります。

○東浦庄治君 私のは質問ではないのであります。農林省のこの御提出の表は極めて簡単でありまして、我々定員の内容を調べるのに非常に不都合であります。急速に外の省の例に倣つて一つ数字を出して頂くように要求いたします。

○政府委員(池田宇右衛門君) 只今東浦さんの御指摘の通りに、農林省といひましては、もう少し参考書の充実をいたしまして至急配付する方法をとりたい。かように思ひます。

○堀真智君 只今の鈴木委員の御質問に關連して質問したいのであります。食糧事務所を二割減にして、その枠内において今後十分支障を来さないようにやつて行くつもりだが、併し非常困難な事情がある。そこでそれを克服するための成案を考へてやつて行かれる。こういうお話のやうに承わつたのであります。定員法で以て一應枠を嵌められますという、なか／＼その定員を動かすということは、法律を改正しない以上はできないのであります。その支障を来さないための成案というものが、定員法と同時に農林省当局において作られていなければならぬものだと思ひます。つきましては、支障を来さないための成案について、農林政務次官のお考えを伺いたいと思ひます。

○政府委員(池田宇右衛門君) 堀さんの適切な御指摘であります。私共今大蔵省に要求しておるのは、本省と食糧廳との間に、いわゆるお互いに彼此融通の方法をとつて、そして定員法を提案した以上は、農林行政において支障のないようにするのが我々の責任である。さういふ意味からお答したのであります。大蔵当局に要求はしております。まだ許可を得ておりません。枠内において充実と言つたのはさういふ意味であります。

○堀真智君 只今のお話ですと、まだ成案ができていないというお話なんであり、供出割当の問題というの

は非常に重要な問題でありまして、一日もゆるがせにできない問題である。私は思ふのであります。若しこの定員によつて必ずしも十分に成績を挙げることができないとすれば、この定員法の成立する以前において、すでに農林當局としては、さういふ成案によつて十分やり得るのだという御自信がなければならぬ。管見と私は思ふのであります。そこでこの二割減によつて生ずる事務の滞滞や何かをどういう方法で以て具體的事務の滞滞を来さないように、供出を向上させてやつて行かれるか、それについて御意見を承わりたい。

○政府委員(池田宇右衛門君) 只今申上げた通り、本省の職員においても、つまり本省の出先機関においても、又食糧廳關係の職員においても、これをできるだけその方面の不足の手傳をして、そして實際供出に對するところの欠陥をなからしむるという交渉を大蔵當局に要求しておるやうな現段階でありまして、今のところにおいては、實際の事務に携つての問題ではありませんので、先程も申し通り、先ず欠員の充実を図り、そして地方検査員各位の一層の活躍を願ひまして、そして供出事務の完壁を図りたい。又図る方法をとりたいという程度であるのであります。

○岩本月洲君 今に關連してでありますけれども、検査が正確でありますといふと、それから生ずる國家の損失、それから消費者の負担といふのは、減員による國費の節約程度のものでないと思ひます。さういふ根本問題がそこにありますから、念を押して置きたいのであります。定員の二割減といふことですが、現在

において最前政務次官も言われたやうに、農業團體が一人或いは二人の職員を提供して、そして検査或いは代金の支拂の事務などをやつておるといふお話であります。それに加えて農家は互いに一俵につき何円という贈出をして、そして検査の補助員を雇つて検査しておるといふ事実があるわけでありまして、それ程までしておる定員に非常な手不足である分を、ここに二割又減されるとなつたならば、滞滞といふことは歴然としておるのであります。さういふ点について特に御勘考があると思ひますが、堀さんの御発言のやうに支障を来さない範圍の成案といふことですが、特に私はつきりとした御説明が頂きたいと思ひます。

○政府委員(池田宇右衛門君) 岩本さん堀さんからは突如地についてお尋ねでありまして、御指摘の通りのことを憂慮しておるのであります。私閣議にも出ませんのであります。どういふ一律に二割の減といふ原案が決定されたかといふことは、この点については大臣も十分に知悉してないのではありません。併し案として提案した以上は、責任においてこれが農民に對して供出の滞滞を来さないようにする用意と準備とをしなければならぬといふ見解から申上げたのであります。ひとしくさうした問題を二割減にして、御心配のやうなことに相成ることは、私も憂慮し、そこで本省と食糧廳との定員を總合的に彼此融通して、食糧事務所員の不足を補ひたいと、農林省としては希望として手続中であるのであります。さういふ意味でいわゆる食糧事務所所員をこれらの補ひに相当動員される

やうな方法をとつて、そして充實を図りたいといふのが目下におけるところの成案であるのであります。

○鈴木直人君 私もう一度申上げたのであります。作物報告事務所といふのがございまして、これが分離して二つの組織になつたのですが、作物報告事務所は本省の定員の中に入つておるのです。それから食糧廳には検査員が入つておるのです。

○鈴木直人君 ところが實際においては作物報告事務所は、別に作物の報告に當るのですけれども、これの何からいふ方法によつて対策を講ずるといふやうなことについては、如何に考へておられますか。

○政府委員(池田宇右衛門君) 御指摘のやうな作物報告事務所は、食糧を輸入するといふ建前から、日本の食糧事情が、反当り米麥の主食を初め諸穀がどの程度に實際收穫があるか。又どの地方に適切であるか。適地適作を如何なるところの方法にやるかといふ、日本農業の経営においても、又生産においても、食糧確保の現実に於いて、これを十分に研究いたしまして、それを基礎として今後農業経営と増産に拍車をかけること、報告事務所でありまして、若し余力があれば、御指摘の通りこの食糧検査の事務に關連を持つやうなことに相成りますならば、これが不足を補うことができると思ひます。尚この際申上げて置きたいことは、定員法の二割減は主務大臣がお出ででありますから、本多國務相から減員になつたその内容をお聴取願ひたい。かように思ひ次第であります。

○須賀 只今の話ですと、食糧事務所の人員不足は、作物報告事務所の人員を彼此融通して行、こういふやうなお話であります。若しそうなり

ましたならば、定員法を決める意味が私にはなくなると思ふ。定員法で決まらずに、食糧事務所の人員は幾ら、作物報告事務所の人員は幾ら、その中の融通でありまして、外の決めたところの他の機関の人員をそこに融通するのであれば、これは定員法を決めないにひといふことになるのであります。その点について御見解をお願いいたします。

○政府委員(池田宇右衛門君) 私は決してさういふことを申し上げておるのではありません。作物報告事務所は食糧の重大なことから、農業の経営の重大なことから起つて来たものであつて、そこに鈴木さんがこうしたらどうかという御指摘があつたから、余力があればさういふ方法も考へて置く必要があると言つただけのことです。決して定員法が纏まつた以上これと混淆するなどということは申し上げておりません。その点は誤解のないようにはつきりお願いしたいと思います。

○赤松常子君 只今御説明を伺つておりますと、実は農林関係の資料が十分出ておりませんから、私共科学的な根拠で質問を申す段階に至つておりません。併し今政務次官の御説明の中にこういふ言葉がございましたのですが、この農林行政の中に食糧供出に關係のある方が少ないので、大蔵省当局に増員を願つてゐるというお言葉がございました。それが、それとこの減員なつた問題とは非常に矛盾があると思ふのでございますが、ただ單

に上から天引き二割の整理をしるというに從つて、こゝ形式的になさつたように伺へるのであります。本當に農林行政に熱意があらひになるならば、さういふ点をよく考へになつてなされたのか、さういふ自主性を持つてなされたのかどうか伺ひたいと思ひます。

○政府委員(池田宇右衛門君) 御指摘についてはちよつと誤解があらひはしないかと思ひます。農林行政のうちにおいては検査事務はお知りかどうか知りませんが、あの忙しいときは、猫の手も借りた忙しなときで、人員がなければならぬのであります。そこで定員は決まつておりますが、若しでき得るならば食糧關係の検査員と食糧事務所の不足を補うために、農林省としては希望として内閣その他に交渉いたしまして人員を殖すのではなくて、現在決まつた定員の中において融通性を図りたいと思つておる、かようなことであります。かような私の答弁がそこに誤解を生じるようなことがありまして、その点は誤解のないようにはお願いしたいと思ふ次第でございます。

○赤松常子君 さういふ現状において、今おつしやるやうな二割の減員をなさつておいでになると、その實際の事務がどうなつて行くかといふことの予想をどういふふうにお付けになつていらつしやいませうか。ちよつとお伺ひしたいのは、猫の手も借りた程度に減員したいとおつしやつておられますの實際に照らしまして、こゝいふふうに減員なさいますと、實際の末端の仕事に非常に支障を來すと思ふのでございますが、それを實際どういふふうに処理なさるおつもりでいらつしやいませうか。

○政府委員(池田宇右衛門君) 先程鈴木さんから御質疑があらひましたが、作物報告事務所の職員をこの方面に融通をしたらどうか、若し融通をするといふたしますならば、それでは定員法が要らないのじやないかといふやうなことも皆さんの御指摘があるのであります。これは若し融通するといふたしますと、その定員法を直すには内閣にこれを相談して直さなければならぬ、こゝいふ實際問題に對しては、内閣に希望を出して、さうしてその改正法を申しますか、或いは實際に即するやうな方法を考へて貰ふなければならぬといふことを申し上げる次第であります。若しさうしたことができ得るならば、報告事務所としても同じ事務所關係に在るところが多いのであるから、これを補足して、さうして完璧を期したい、かように思ふ次第であります。

○藤森眞治君 議事進行でちよつと……只今赤松さんの言われたやうに、農林省の方の資料が大變少ないので質問したいこともできないでいます。この程度で進行して頂きたい。

○木下源吉君 北海道は二千四百四十名を除くとなつておるが、これは何か政令でも別に首切るといふやうなことになるのか、この点はどうか。

○委員(河井彌八君) 政府委員ではあります。農林省の文書課長が發言を求めましたので、政府委員と同じやうに發言を許そうと思ひますが、御異議あらひませんか。

○委員(河井彌八君) 御異議ないものと認めます。細田文書課長。

○説明員(細田茂三郎君) この表に書いております二千四百何名の北海道の定員と申しますのは、昭和二十三年年度の予算におきまして、北海道におきまするところの開拓關係、それから農業試験場の關係、水産試験場の關係に従事しております職員で、身分が官吏になつておられます。さうしてその俸給はすべて農林省の予算で支拂つておるという職員がこれだけ相當数おるわけなんです。依りまして農林省の定員法に書か、或いは地方自治法に基きまして、内閣の方で政令で書くかといふ問題になつておられますので、別計をいたしております。この表に掲げております十六万六千何名がさういふ予算定員の中に入つておられます。

○木下源吉君 さうすると、これはまだ減員するかしんかといふことはここでは分らないで、これから大分先に政令等で、いわゆる地方自治法によつて整理をしようといふお考えですか。然らば現在の仕事の量に對する人員の基礎はどのくらい要するといふやうなことは分つておるのかどうか。

○説明員(細田茂三郎君) その点は内閣の方で、今申し上げましたやうな性質の職員の整理の際にお考へになることだと思つております。

○木下源吉君 それではこの機会にお聞きしたいのですが、内閣の方でこれから決められて、北海道につきり勤務する者が不利益になるというやうなこととはないのですか。

○説明員(細田茂三郎君) これは私の方から答弁申上げては却つて悪いかも知れませんが、大体二割程度と伺つて

おりますので、農林省の一般の原則によります者より不利になるとは考へておりません。

○木下源吉君 それではさういふ資料をお願いいたします。北海道の場合、全國との仕事の量の比較において、今日まで一人当りのくらゐの……予算ならば、どのくらいか。予算の場合一人で担当しておるか。予算の場合は金額です。内閣各府縣とのつり比較、その平均によつて、それを参考として一つ出して貰ひたいと思ひます。それから北海道の場合、廣汎な地域に亘つておつて、從來とにかく資材だとか、或いはさういふ地域の廣いといふ面をカバーするために、人員を以てカバーしなければならぬといふ点が多々あると思ふのであります。さういふ点に對する考慮が從來拂われておるか。さういふ点も、資料があらひましたらば一つ出して頂きたいと思ひます。

○東浦庄治君 議事進行について……先程、農林省の資料が甚だ不足といふことを申し上げて置いたのであります。が、詳細な資料が出來せんと、どうも研究ができなかつたから、よくそれを見て、その上で更に直すところは直すといふやうに進めたいと思ひます。

○贊成(と呼ぶ者あり) あとの各省の御質疑をお願いいたします。

○羽仁五郎君 今の資料の点についてですが、先日参議院の本會議において農地改革の進行狀態について緊急質問があつて、それで森農相からお答へになつたのですが、その答は甚だ抽象的であつて十分でなかつたので、一つお願いは、農地改革に關係しての資料、今一つはその点についてやはりこの連合委員会に農林大臣が出席せられて、

そういう点をお答え願いたいと思うのです。それから資料の点で農林省では、試験研究機関を随分持つておられるので、それに関する資料も是非出して頂きたい。

○政府委員(池田中右衛門君) 承知いたしました。

○委員長(河井彌八君) 次は逓信省所管につきまして、逓信大臣の説明を求めます。

○國務大臣(小澤佐重君) 実は資料の点も、これから追加して提出する分もございまして、取敢えずお手許に出しておる郵政省、電氣逓信省所屬職員定員推定調査というものと、それから逓信省職員定員調査、それから逓信省職員現在員調査、この三つだけ取敢えず出して置きましたが、後二つばかり出すものがありますけれども、今日間に合いませんから、できましたら直ぐ提出いたします。尙他の省でも出ておりますが、新しい定員法に基づく各部局の内容の定員の調べであります。御承知のように逓信省は今回二つに分れますので、現在まだどういふ課を幾つ置かうかというところが、最後の決定はなつておりません。即ち郵政省設置法案並びに電氣逓信省の設置法案が目下審議中でありまして、これが決定を見て、確定的にその部には課を幾つ置かうか、或いはその局には課を幾つ置かうかというところが決定されますので、自然そうしたことは資料として出しかねますので、この点御了承願いたいと思ひます。先づこの郵政と、電

政の二つに分れておりますが、一本にして申しますという、定員法では四十万四千三百八十八人が郵政、電政の合計の数であります。この四十万四

千三百八十八人は、定員法でござい

すが、二十三年度即ち本年の三月一日では予算定員が四十四万三千五百十二名となつております。それから実人員は四十四万二千二百二十一、いずれもこれは三月一日現在であります。これを郵政と電政に分けて申上げて見ますと

いうと、郵政の方におきましては、定員が二十六万六千五百五十五名、これに對する三月一日の予算定員が二十四万三千三百九十四名、それから実人員が二十八万七千三百七十八名、電政の關係におきましては、定員法に基づく定員が十四万三千七百三十三名、尙この電政關係として正確ではございませんけれども、一應分けて見ますという、三月一日の予算定員では二十五万四千七百四十三名、尙電政の電波關係では定員法では三十八万八千二百二名、それから三月一日の予算定員では四十九千九百九十名、実人員が四十九千九百九十名、いずれも一致いたしております。更に航空關係におきましては、定員法では九千九百六十六名、予算定員では二千二百五十五名、実人員も二千二百五十五名、いずれも同じようになつております。こういうような形になつておりますが、大体こうした数がどういふ關係で整理ができるか、換言いたしますれば、これだけの人員が減員いたしまして、果して現在の郵政事務のサービスを落すことなく、仕事が可能であるかどうかという問題であります。が、これは昭和九年の業務量と、それからそれに基くところの定員との比較を見ますという、昭和九年度と今年度、二十三年度とを業務量において比較いたしますと、郵便の方が約一割増になつております。電信が二割

増、電話が二割増というような形になつておりますので、定員の数におきましても、この数と同じ割合、即ち郵便の方は定員が一割増、電信の方が二割増、電話の方が二割五分増というふうになつております。この点は定員が少し上廻つております。こういう割合になつておりますので、大体私の方いたしましては、努力は要しませんが、

でも、現在のサービス落すことなく、この定員で郵政並びに電政事業を安全にやつて行きたい、こういうふうな考へております。尙、今ここで申し上げた内訳の表も、後日参考資料としてでき次第提出したいと存する次第であります。その他の事実につきましては御質問等がございすれば、お答え申し上げます。

○羽仁五郎君 今の御説明は、昭和九年と現在と事務量が一割乃至二割増えであるので、そういうふうにして定員を決めたとおっしゃるのですが、その際昭和九年前後と、それから現在とで逓信省關係の特に機材の事情がまるで變つておるというところは、申すまでもないことと思ひますが、それを全然考慮に入れておられないのは、どういふわけですか。

○國務大臣(小澤佐重君) その機材の問題とか、或いは労働法規の制定によりました点も入れておるのでござい

ます。併しながらそれが詳細な確かな数字ではございませんけれども、そういう点も加味しまして、結論的に申上げたのが、今の数字であります。

○堀真賢君 只今昭和九年の事務量と、現在の事務量との比較を御説明願つたのでありますが、羽仁委員からも機材の点について質問があつたのであ

りますが、労働力の構成上の変化というものが指摘されるのじやないかと思ひますが、その点について大臣の御意見を承わりたい。

○國務大臣(小澤佐重君) 御質問のよう、昭和九年におけるところの労働量というものと、現在とが必ずしも一致していませんけれども、それは先程も申し上げました通り、労働法規が、或いは公務員法が制定されたその比率をも考慮し、そうして結論において二割の数字になつておるのであります。勿論その中には考慮の中に入つておるのであります。

○堀真賢君 私が申し上げたのは、労働力構成上の変化をお尋ねしたのであります。例えば平均年齢がどうなつておるか、或いは勤続年数がどうなつておるか、或いは男子と女子の従業員はどうか、私の調べたところによりますと、大體昭和九年から十一年頃までは、平均年齢が二十五歳未満と、二十五歳以上を分けると、二十五歳以上の方が二割くらい多い、ところが最近ではむしろ二十五歳未満の方が五七％、二十五歳以上が四三％、それから勤続年数から申しますと、五年未満と五年以上の勤続者がその頃は大体同じであつたところが最近では五年未満の者が六四％であつて、五年以上の者は僅かに三六％、それから女子と男子の従業員の比較に見ても、男子の方が前は三つと多かつた、七〇％以上あつた。ところが現在では男子の従業員というものが非常に少なくなつて六六％、こういう工合に労働力の構成上に非常な変化がある。これは逓信省は電話交換手であるとか、その他女子を使う場合が非常に多いために、こうなつておるのだ

と思ひますが、それにしても昭和九年、十年前後の頃と、現在とでは労働力の構成上に非常な変化が來ておることを私共認めなくちやいかん。そうなる

と、その労働力の構成上の変化に伴つて、勤勞者の事務遂行上にも又変化が來てゐるのではないか。こう思ふのです。その点について逓信大臣の御所見を伺いたしたいと思います。

○國務大臣(小澤佐重君) 只今申し上げました通り、お話のような労働力の構成という問題も加味してあります。が、これが正確に今御指摘のような数字で入つてはおりません。そういう点を見ますという、或る意味において勤続年限が落ちてゐるという点や、或いは女子が殖えて男子が減つてゐるという点を見ますと、結局或る程度の事務量が落ちるということになりますけれども、これは新しく再教育とか、再訓練というふうな方法で吸収して、この二割の線に持つて行きたいというように考へております。

○堀真賢君 私が申し上げたのは、事務量が非常に低下するのではないか。能力が低下するのではないか。こういうことを申上げたのですが、再教育その他によつて補充して行かれる。こういうのでございしますが、勿論再教育も必要であり、勤勞者の事務能率のため必要である手段を講ぜられることも望ましいことではあります。併し再教育というためには相當の手段を経過しないといふと、その事務の能率を向上させるというところまでは行かんと

思ふ。少くとも一年なり二年なりのあとでなければその効果は著らんとするところ、二割減といふことになりま

と、もう直ぐ明日から実際に人員が少

と、もう直ぐ明日から実際に人員が少

と、もう直ぐ明日から実際に人員が少

と、もう直ぐ明日から実際に人員が少

と、もう直ぐ明日から実際に人員が少

と、もう直ぐ明日から実際に人員が少

と、もう直ぐ明日から実際に人員が少

と、もう直ぐ明日から実際に人員が少

くなつて、勤続年限の若い、而も平均年齢から言つても若い職員が事務を行ふといふことになりまふので、その再教育によつて効果が挙るまでの間の事務の低下といふことは避けられないと思ふ。その点については如何お考えですか。

○國務大臣(小澤佐重吉) 今二割といふようなお話でありましたけれども、この定員法は今数字で申上げました通り、平均一割一分になります。現在の予算定員に對しまして……而もこの通信省の企業体であるといふことも考慮しまして、現業は一割以下になつております。従つて非現業において二割平均になるのでありますので、現場の方は一割以下、八分ぐらいの程度になつておりますので、現在の欠員などのあるところについて相当検討いたしました。したが、何とか努力すればこれで現在のサービスを落とすことなくやつて行ける。こういうような考えの下にこの法案を出しております。

○堀眞賢君 現業は一割以下の減員だと、そういうお話であります。が、よしんば一割以下にしても、こういう労働力の構成上の変化が当然事務の能率の上になき影響を興えると思ふ。再教育までの期間をどういう工合に切り抜けるか。その具体的な方法をお尋ねしてゐるのです。

○國務大臣(小澤佐重吉) それは具体的な方法と申しますと、結局どここの郵便局にどの程度置けばいいかといふ問題になつて來ますが、それは總合して議論して参りますといふと、いろいろな問題が出て参ります。我々といひましたし、現場の実績といひものがあるもので、ここから一割切る。

例へば百人いるところから十人切れば仕事にならんとか、或いは八人ならできるとか、具体的な仕事を、現実の問題を擧げて決定して行きますから、決して事務が落ちるような方法はいたさなつてもあります。

○鈴木直人君 そうしますと、通信省においては、実人員程度の定員に大体なると、であるからして実際に退職者を見るといふことは殆んどないであらうといふ結論になるわけでありませぬ。

○國務大臣(小澤佐重吉) いやそれは全然違ひます。実人員もありません。併しながら現実にはゆるゆるに言ひ生首を切るようなことはないかといふお話であります。まあ今日現在のところ實際四万八千人、全部ではございせん。大体整理計算しますと、實際に行政整理に當るものは二万前後ではないかと、こう考へております。その二万前後があることを予想して、先程申上げた通りの實際の事務に支障がないようにやろうと、こういうのであります。

○鈴木直人君 この行政整理から出ました資料によりますと、実人員は四十一万人になつておるのです。そうして定員が四十万三千ですか、實際の人員が四十一万三千になつておりますから、これによりますと一萬程度の出血、まあ出血という言葉はどうか知りませんが、そういうふうなことになるように思ふのです。今四万といふのはこの表の数と少し違ひように思ふのですが……行政整理の人員といふものを調べたものがあるわけですか。それによりますと四十一万人といふのが、現在実人員が四十一万三千といふことになつておるのです。それで今度この定員法によるところの定員は四十万三千でございませうから、それを引きますと一萬きり退職者がないといふことになるのです。勿論予算定員は四十万になつております。予算定員は四十万になつておりますけれども、實際の人員は四十一万になつております。それで定員が四十万ですから實際は一萬きり退職者がない、こういうことになりませぬ。

○國務大臣(小澤佐重吉) この実人員といふ問題は、只今私が説明申上げた通り、三月一日に四十四万二千二百二十一名と説明申上げておるのであります。ところが行政整理から出た資料には四十一万と書いてあるやうでございませう。この数の食い違ひは、いわゆる定員外数といふ外地から引揚げた人が……

○鈴木直人君 それじや事務局長から御説明願ひます。

○政府委員(浦島喜久衛) 只今大臣から御答弁されました三月一日現在の現在員四十四万二千二百二十一名と、行政整理の報告してあります四十一万三千の数の違ひでございませうが、これはこの四十四万の方は外地から引揚げて來られた方々は從來定員外で受入れ。例へば樺太通信局におられた方が帰還して來られたら直ちにこれを定員外とする、そういう数もございませうし、それから行政整理の方には特定郵便局長の数も約一萬何がしの数が入つておらないのでありまして、そういうのを加えますと、四十四万二千といふふうになる数字でございませう。

○鈴木直人君 そうしますと、現在四

十萬、いわゆるこの数字の中に入つていないところの引揚げて來られた人とか、或いは特定郵便局長ですか、こういうものは、今度新定員がございませうといふと、全部整理の対象になるということになりませう。

○政府委員(浦島喜久衛) それは具体的に引揚げる人、或いは又特定郵便局長だけが対象になるのではなく、總体的に人員が過剰になつただけが対象になるのであります。

○鈴木直人君 そうしますと、今まで官制によつて決められて定員があつたのだけれども、官制に拘わらず、定員外の人を入れておつたが、今度は定員法といふものがはつきりできたから、そうなたつた以上は、隠されたものは全部整理するのだと、こういうことになりませう。

○政府委員(浦島喜久衛) さうでございませう。定員法によりますとそういうことになりませう。

○羽仁五郎君 さつき私が通信大臣に質問し、それから堀委員からも質問があつたのですけれども、昭和九年の事務量、特に郵便、電信及び電話について御説明があつたのですが、この郵便、電信、電話についてでもいふと思ふのですが、これらについて結局大臣が今、その事務能率が低下しないようにすると言われるわけなので、それが低下しないといふ見込をお持ちなのか。そうして又その低下した場合には、どうされるのかといふことも伺いたいと思ふのですが、それを我々としても判断する關係から、さつきおつたその事務量の増大と、それからそれに対する定員の決定、それにさつき申上げた機械の老朽等による能率の低下、それ

から堀委員から指摘された労働力の構成の変化による能率の低下といふものを加味して、果して能率が低下しないといふような結論が出てゐるならば、その資料を頂きたい。

○國務大臣(小澤佐重吉) 資料はでるだけのものを申しますが、大体に今の御議論は、いろいろ理論は立ちます。理論は立ちますが、その理論を一應採用いたしました。更に今度現実に決める場合には、先程申上げた通りどの郵便局は何人といふことになると、この何人落したのでは事務はできなくなるところは、この点は原則は一割一分になつておるけれども、八分にするとか、或いは七分にするとか、片方一割二分にするといふことも、現実の問題に對して双方から持つて來ておりますが、ちゃんとその理論だけでなく、現在の事務と職務の關係を考慮しながらやつて行きますから、その点をお含み願ひたいと思ふのであります。従つて資料はできるだけものを差上げたと思ひます。

○木下源吉君 この保険局の場合では減員が幾ら、今度の定員でなく、何名になるのですか。

○國務大臣(小澤佐重吉) これが先程お話し申上げた通り、全部現在の姿で動かなければいけません。けれども、郵政省と電気通信省に大まかに整理されますので……。ただ現在の保険局はそう異動がありませんが、その数字は現在の定員法、大体この資料から見ますと、一割五分乃至二割といふのであります。

○木下源吉君 減員からですか。

○國務大臣(小澤佐重吉) はい、減員から。

○木下源吾君 保険局の仕事は、今のあなたのおつしやつた基準年度の仕事と変った性質のものがありますね。これは小口になつて、いろいろ整理するようになつておるが、こういう仕事は非常に沢山あるわけですね。こういう仕事は面はですね、今言ふような基準年度を今の仕事の量とは比較にならないと思うのですが、そういうところはもう少しいろいろな割合に考へておられますか。

○政府委員(浦島喜久衛君) 保険の業務量は、昭和九年に比較しますと非常に増加をいたしております。業務量からいいますと、約四十割程度増加いたしておりますが、一面人員は約三十割程度増えています。その差は、結局この簡易保険におきましては、内部の事務の非常な簡易化、例えば保険料の拂込をできるだけ併合拂込をさせるとか、そういう簡便をいたしまして、内部の事務も簡易化を図つておりますので、大体業務量の増加と定員の増加とは均衡が取れるのじやないかと、かように思っています。

○木下源吾君 仕事は四十割増えて人員は三十割、現在でも人員は不足と我々は直観するのでありますが、それで仕事の組織の上でそれを簡易化する、こうおつしやるのですが、更にそれを二割減らして、今三十割より多くなく、仕事は四十割、人員は三十割といふので今辛うじてやつてゐるのですが、それを更に二割減らすといふことの何は、仕事の組織の上で簡易化して減らすといふのですが、これは非常に重大だと思ふのです。どういふことをどういふようにやつてその仕事の量が減つて行くのか、それを一つお伺いしたいのです。

○政府委員(浦島喜久衛君) 只今私昭和九年に比較しまして、保険が三十割程度と申しましたのは、今度新定員に減らされた数と昭和九年との比較を申上げたのであります。

○木下源吾君 それははい、分らなくなつたですね。昭和九年の仕事は、九年よりも今は四十割程度の仕事が増えている。然るに人員は三十割より減らしてゐる。先程こうおつしやつたのですが、それは間違ひであるのですか。

○政府委員(浦島喜久衛君) その通りであります。従つて十割程度は事務の簡易化によりましてやつて行こうというわけでありまして、仕事量と人員とが均衡取れる。こういう見通しを持っております。

○木下源吾君 二割を減らしたのが三十割になるのですか。

○政府委員(浦島喜久衛君) そうであります。

○木下源吾君 実員との関係はどうになりますか。

○政府委員(浦島喜久衛君) 実員は、保険局並びに貯金支局はつきりしますが、現業の方が郵便局の中にありますので、はつきりお手許へ差上げてあります。数字に現われておりませんが、これは後程詳細に調べて……

いて現に仕事をしておるということなんです。ところが外の省の関係はそれと逆でございまして、予算定員があまりますけれども、欠員が相当あるわけなんです。従つて実人員というのが予算定員よりも三万人程度の定員外の人があるといふことで、予算定員よりずっと多いわけなんです。従つて予算定員の同じく一割の減としまして、そこに欠員が比較にならないのですから、実際においては相当多数の減員ということに率になるのでございまして、こういう現実は、恐らく先程の皆さんの御質問の通りに、ずつと事務量が減らしている関係から、そういうふうなふうに現実に定員外というものがあつたのではないかと、思ふのです。そういうふうな事情の際に、ただ同じく現場が二割だといふことになりまして、或いは一割にしたといふふうに、ただ画一的に考へることはどうかと、実は考へるのであります。実際の人員というものが定員外にそんなに沢山ある。四十一万でなく四十四万も実際にあるのだといふようなことであります。実際の場合に何割の率といふのは実人員に対するところの減る率でなくて、予算定員に対する減る率なんです。従つて予算定員の際にはもつと率を少くする必要があるように思ふのです。その点はどういうふうにしてそんなに一割とか、そういうふうなことで取上げたのですが、それを一つお聞きしたいのです。

○政府委員(浦島喜久衛君) 定員外と申しますのは、実を申しますと、定員外を入れたら四十四万二千でありまして、二十三年度の予算定員四十四万三千であります。従つて予算上の定員以内になつておる。ただ定員外という言葉を使ひましたのであります。これは各局、個々の局に私の方では例を取つて出しておるのではありません。たま／＼外地から引揚げられた方がありまして、その局に定員がない場合に受入れができないという場合には、その局で定員外で採用していいといふことになつておるわけでありまして、その場合の数を合算すると、相当の数になるということでございます。又三万全部が定員外ではないのであります。先程申し上げましたように、行政管理局に報告しておりますのは、定局應は抜いた数になつております。これが大体全国一万四千でございます。この三万全部が定員外ということではないのであります。御了承願います。

○新谷實三郎君 今のお話に關連してちよつと聞きたいのですが、定員外のお話ですが、今後やはりソグエト地区からの引揚が相当ある。そういうことになると通信関係の人も多少あるのではないかと、思ふのですが、今度の定員法で定員外も今後は認めないといふことになる、そういう引揚者に対しては受入れの途がないことになりまして、そうすると定員法で定められた定員の中、やはり相当余裕を取つておかないと引揚者が受入れられないといふ結果になるのでありますが、それに対してはどういうふうにお考えでしやるか。

○政府委員(浦島喜久衛君) 法律の附則に未帰還者は定員外とするという項目がございまして、又従来も帰還者で定員外になつておる者は、行政管理局の方で当分はそのまま認めるという御意向でございまして。

○木下源吾君 これは小さいことですが、先程の予算定員の話ですが、総理の方の何では、四十四万三千四百三十となつておるし、あなたの方から出されたのは四十四万二千四百九十三となつておつて、こゝでも千名近く狂つてゐるのです。どうもこの数字が合わないのは何のためですか。

○委員(河井彌八君) ちよつと速記を止めて。

○委員(河井彌八君) 速記を始めて。これより外務省所管に入ります。外務省所管について説明を求めます。

○政府委員(近藤誠代君) 定員法に規定せられております外務省関係の事項につきまして概略御説明申し上げたいと思ひます。只今お手許に差上げました資料にございまして、この度の行政整理に際しましては、外務省といたしましては、内閣の根本方針である非現業三割の原則に則りましていたしたのでございまして。その職員の中核をなしておりますところの在外定員につきましては四割の削減を行なつたのでございまして。即ち三月一日現在の数によつて申し上げますと、本省定員九百七十八名を各級三割減じて、六百八十五名、外地残務整理事務所員百八十四名を各級三割減じて百二十九名に、又連絡調整事務局定員八百二十八名を各級三割減じて五百八十名と削減いたしましたのでございまして。右の在外公館職員につきましては、その職務の特殊性

○政府委員(浦島喜久衛君) 法律の附

に鑑みまして、その養成につきましては長年月の経験を要する次第でございます。殊に三百九十八名の在外職員はすべて本官でございまして、これが四割の削減は外務省当局といたしまして、外交再開に備えまして、誠に苦しいことではございましたが、國家財政その他の見地から削減を断行いたしました次第でございます。尙、外務省では旧外地官廳未帰還職員に関する事務をも行なつておりますが、政府職員の新給與実施に関する法律第三十四條の規定と同趣旨の規定を定員法附則第十五項にいたし、これら未帰還者につきましては、従前通りに取扱う旨を明記いたしました次第でございます。

○委員長(河井彌八君) 別に御質問がございませぬならば……

○堀眞賢君 在外公館の職員を四割削減する。只今は占領下にありまして、外國との外交上の折衝は何らやつておらんのでありますから、全く四割減少しても差支ないかと思われぬのであります。併しやがて講和條約が開かれれば、当然日本も外交關係を結ぶことになるのであります。従つて今政務次官のお話にもありますように、外交關係の行政官というものは特殊な技能を持つというお話なんでありまして、その特殊技能を持つ外交行政官というものを今日において確保しておかなければ、到底外交再開の場合に間に合はないと思ふのであります。その点について四割の減少ということは、今後の独立した場合の外交關係再開に際して支障を來すという工合に考へるのであります。その点について御説明願ひたい。

○政府委員(近藤鶴代君) 御承知でも

ございませぬと思ひますが、外務省にはそういうような外務省職員の特殊性というのを考へまして、研修所というものを持つております。そこにおきまして、若い、まさかの場合に役立つような人達の養成を絶えず行なつておりますので、その点の心配はないかと考へております。

○堀眞賢君 外務省研修所において若し將來の外交行政官を養成されておるといふことは私も知つております。又その制度は大変いい制度だと思ひますが、併し問題は四割の減少をしまし、將來外交關係を再開した場合に、果して支障なく日本の外交事務を行なうことができるかという点に問題があると思ふのです。その点の御説明を願ひたい。

○政府委員(近藤鶴代君) できるといふ確信を持つておりますから、御心配は頂かなくていいと思ひます。

○堀眞賢君 大変頼もしいお言葉で、私もそれだけの御自信がございなら結構だと思ふのであります。併し外交事務も外の事務と同じように、決して政治家が行うような政務とは違つて、行政事務というものは技術的な事務なのであります。従つて技術的な事務を行つた行政官というものは、その行つた事務の内容から、或いは性質からおのづから制限があるわけですから、四割削減されても十分やつてみせるという御自信はいいのですけれども、果してそれでやれるか。これは外の省の場合にも問題になつて私共質問しておるのであります。ただ單に十分おやりにされるというだけの御返事では納得しかねるのであります。在外公館の職員を四割削減したが、こゝいうよう

な具体的な方策によつて外交再開の場合に備へることができるといふ御答弁が願ひたいのであります。

○政府委員(近藤鶴代君) それも、經驗を持つた本省の人達が頭を捻つて考へて、四割削減しても差支ないという結論に來ておるのであるから、傍から考へる程そんなに心配のことはないと考へまして、さういふお答えしたのでございませぬが、併し講和條約の見通しも今日まだ十分立つておらないのでございませぬが、ここに正に講和條約が近きにあるといふことになりました場合には、又外務省といひましたとしても、十分考慮して参ることは可能であらうと存じます。

○羽仁五郎君 さつきの御説明の中に、現在の標準予算定員各級に亘つて三割乃至四割になると御説明があつたのですが、それは嚴密に各級に亘つてこれを適用されておるのであるか、それを伺ひたい。

○政府委員(近藤鶴代君) 嚴密にいたしております。

○羽仁五郎君 若しそうであるとすると、例えば大臣なり政務次官なりの場合、これに四割を適用するのですか。

(笑聲) ということになるのは、これは決して政府委員をいじめようと思つて

いるのじやないものであつて、つまりそこ

に一つの大きな問題があるのじやないか。つまりこれは外務省が現在の状況の下において、外務省のあるべき形

というものをもう少し根本的に考へる必要があるか。事實上においては上級

においてはこの率は適用されてない

のである。つまり人間を四割切る、大

臣を四割切つたり、あなたを四割切つ

たりすることはできないのであつて、事實上は上の方には適用されないで下の方に適用されるということになると思ひますが、これはつまり外務省の機構をもう少し変へられまして、それで今若し政務次官が言うように講和會議の目標は、現在の外務省ではお立ちにはならないとするならば、さういふ機構の上において変へるというのでなければ、各級三割、各級四割というふうには言われることは、どうも意味をなさぬように思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(近藤鶴代君) 大臣、政務次官各一名ずつのものを四割というところにはならないというお話で、余りに御迷惑で私ちよくと答弁に苦しむものでございませぬが、こゝで申しました各級四割、三割と申したのは、雇員について申したわけでございませぬので、御了承頂きたいと思ひます。

○羽仁五郎君 私の質問はつまりさういう意味で外務省の機構をもう少し変へらるべきではないか。従つて下の方だけ切つて上の方は余り切らないというところになつてゐるのではないか、さういふ点を機構の上でお考へになつてゐるのであるならば、それを説明して頂きたい。

それからもう一つ序でに伺ひたいのは、外務省予算定員表の中に國會圖書館の支部があります。これは三級官だけでおやりになるというのですか、これで實際國會圖書館の支部としての機能が果されるおつもりであるかどうか。

○政府委員(大野勝己君) 羽仁さんの御質問にお答えいたしますが、最初の質問の、大臣、政務次官、秘書官等

を含めて三割減ということは、これは四捨五入いたしましたので、大臣の四割とか三割というものはありません。従つて大臣、政務次官、秘書官というふうな特別職から三割を当嵌むべきものを切つております。切る案になつておりますから、決して上級、下級と差別をいたしてございませぬ。

それから第二の圖書館の支部の問題であります。これは便宜上大臣官房の文書課長が兼任をいたしてございまして、その事務につきましてはその部下を随時使用してゐるわけでありませぬ。御了承願ひます。

○羽仁五郎君 外務省においては特に國會圖書館の支部の任務は非常に重要だと思ひますので、その点は十分考慮されたいと希望いたします。

○赤松常子君 ちよつと事務当局にお尋ねしたいのでございませぬが、終戦直後非常な國際情勢が變化いたしましたので、外務行政の事務が何か非常に低下して來てゐると思つております。終戦直後から現在までの実員に至るまでのその變化、経過というものを一應お伺ひしたいのでございませぬ。終戦直後のどのくらいあつたのが、現実員になつたかというふうなその経過を伺ひたいのであります。

○政府委員(大野勝己君) 只今の御質問少し細くございませぬから私から申上げたいと思ひます。外務省は従來正當の外交關係を持つておりましたとき

には、在外公館を多数に抱えておつたわけでありませぬ。従つて終戦直後からの變化というものは、その前より申上げた方がはつきりいたすかと思ひます。ありますが、大昭和十三年頃の実員を申し上げますと、在外公館、本省各局

を申し上げますと、在外公館、本省各局

を通じまして、一級官、二級官、三級官に該当する者総計一千七百七十六名というところに相成っております。それで昭和十五年に至りまして同じ範疇に属する者の数を比べてみますと、一千六百八十四名ということになっております。それで昭和二十年に至りまして、大体大東亜省を含めての勘定でございますが、三千二百四十七名というふうに殖えておるわけでございます。併しその後終戦後に至りまして大削減を加えまして、相当の数を減らしたのであります。特に在外公館で終戦によりまして帰朝して参りましたものにつきましても、その数を本省員とつづ込みいたしましたので、そうしていろいろな角度から基準を決めまして、これを整備して参つた次第であります。その間占領軍の進駐がございましたので、占領軍と日本政府との間の連絡並びにその調整に充てるために、当初におきましては、終戦連絡中央事務局というものが設定され、その職員は大体において外務省員がこれに当つたのであります。勿論特別の分野におきましては、各廳各省のお助けを得まして盡力頂いて、それと一緒に参りまして作つたのであります。その頃の大体の外務省の規模というものが、現在の規模と異なりなく続いております。

その後終戦連絡中央事務局並びに地方事務局というものが昨年の二月でございまして、連絡調整中央事務局というものに改称されて、外務大臣の管轄下から離れまして、総理大臣の管轄下に入つた次第であります。併しながちその場合におきまして、人的構成に關しましては、概ね外務省職員であつたものがこれに當つて連合軍側と

の連絡並びにこれらの問題に關する關係、各廳間の調整連絡に當つて参つたのであります。今度の外務省設置法によりまして、この連絡調整事務局中央並びに地方を通じて、これを総理大臣の所管から外しまして、非常にトルースフルな縮減を加へまして、内局として新しい外務省の中に、連絡局という名称によつて取入れることに相成つております。併しながら、これは非常な縮減を示しておるのであります。且つ外務省は先程近藤政務次官から御説明のありましたように、國策の方針に従ひまして、真正正銘三割乃至、在外公館員につきましては四割という率を適用いたしまして、眞剣に機構の刷新に努めておるような次第でございます。

○赤松常子君 ちよつと簡単に……。

十三年、十五年の在外者の数字をおつしやつたのですが、全員を伺いたいのです。

○政府委員(大野勝己君) 在外員を含めました定員でございます。

○カニエ邦彦君 只今頂きました資料によりまして、標準予算定員と新定員、従つてその差である減員は数字に出るようですが、この標準予算定員でなくして、實際現に働いておられるところの数字を一應御説明が願ひたいと存じます。それを願わないことには實際この表に表れて來ておる減員の数が實際幾人減員されるかというところが不明確だろふと思ひますから。

○政府委員(大野勝己君) 只今の御質問にお答え申し上げますが、標準予算定員は本省に關しましては九百七十八名、それが実人員が八百三十五名という

うことになっております。又在外公館員に關しましては、標準予算定員が三百九十八名、実人員が三百三十四名、それから今度新しく外務本省に内局として取入れる筈になっております連絡局、即ち只今私が御説明申し上げました連絡調整中央事務局並びに地方事務局の定員に關しましては、それよりも予算定員と実人員との差がもつと小さいと思つておりますが、要するに通算いたしますと、大体一割ちよつと超える程度であるというふうに御承知願ひたいと思ひます。

○カニエ邦彦君 只今の御説明でははつきりしないような数字もあろうかと思ひますから、一應後程資料によつてお出し願つたら結構だと思ひます。

○政府委員(大野勝己君) 承知しました。

○委員長(酒井彌八君) 次は商工省につきまして、商工大臣から御説明願ひます。

○國務大臣(稻垣平太郎君) 今回の新定員法に織込まれております通商産業省に關して御説明申し上げます。今回の新定員法に織込まれております通商産業省関係の定員は總計二万一千三百五十九人でございまして、その内訳は本省が一万三千八百八十二人、資源廳二千三百七十三人、工業技術廳四千三百六十五人、特許廳五百四十五人、中小企業廳九十四人でありまして、これは總計について申し上げますと、昭和二十三年度商工省予算定員二万六千五百三十三人に比較いたしましたら、六千三百十人の減であります。

探すのに大変なのですが……

○國務大臣(稻垣平太郎君) 見出しに通商産業省(本省)とあるのがございませぬか……。これについて總括的に申し上げておるのであります。大体この表の最後のところを御覽願へば分ると思ひますが、大体これで六千三百十人の減になるわけであります。これを原則的につまり三割整理を一律にいたしたというところ、七千九百五十九人の減をいたさなければならぬのであります。が、この表にございましては、例へば原則によるものは一万三千四百八十八人に対して三千九百四十人、こういうことになっております。その他はつと表に掲げてあります。中に例外的のものがあるものであります。そこでその例外的のものを勘定に入れて、七千九百人が六千三百十人という整理数となつたような次第であります。例へばアルコール專賣事業、これは現業でありますので、三割でなしに二割ということにした。それからこの上の調査局の職員或いは検査機關の職員、それから鉱物の分析検査、こういう職員の統計局の職員、これは全部二割になつております。ただ銃砲火藥等取締職員はこれはもう火藥取締規則、その他によりまして減員することができませんので、全然減員はいたさない。こういう建前にいたしております。それから貿易特別会計におきましては調査課職員と、それから現場におきましては二割のポート・エージェント、これは二割の減員に止めております。それから資源廳におきましては統計課員は全部これを二割、又特許廳におきましては、これは審判官或いは審査官、それからしてここには特許廳の印刷工場があり

ますので、その印刷工員關係は全部減員しないことに相成つております。中小企業廳は三割の原則を適用いたしております。工業技術廳につきましても、これはいろいろなのであります。事務系統は二割の減員をいたしてありますけれども、検定所或いは試験所の系統につきましては、これは減員をいたしてないものであります。かようにいたしまして、先程申し上げましたように、總計が六千三百十人という整理を考へておる次第であります。尙實際の実人員は予算の定員に比べまして、三千三百四十七名今不足いたしてありますので、實際の減員と相成ります者は二千九百六十三人でありまして、以上御説明申し上げます。

○鈴木直人君 一般會計において新規増加五百四十八人になっておりますが、これはどの方面に新規増になつたものでしょうか。

○國務大臣(稻垣平太郎君) これは鉱山保安部というものが前にできておりましたので、その鉱山保安部の職員、或いは検査關係の……

○鈴木直人君 大臣でなくともよろしくございませう。

○政府委員(徳永久次君) お尋がございまして、新規増員のうち項目全部、本省と外局を通じて、項目を挙げて御説明申し上げたいと思ひます。自轉車競技法の施行の關係で三名、それから鉄鋼局長、これは一名でございまして、これはこの前に予算の途中で局が殖えましたが人員が殖えておりませんので、この中で一名、民間貿易振興委員という項目で三百十六名、これは御承知の通り貿易公園を廢止いたしましたので、民間貿易に重点が移り政府

の方で直接監督する仕事が殖えました。関係で三百十六名になります。それから石油の配給実施の要員として百十六名、これは先程の貿易の例と同じような趣旨でございます。石油配給公團が今年の三月三十一日で廃止になりました、その公團は廃止しましたが、配給の事務は残りまして関係上、國において責任が重くなりました、その関係の要員でございます。鉱山保安監督の關係としまして、これは全体で二百九十五名でございます。これは本省及び地方を通じての人員で只今御審議中の鉱山保安部の実施に当るものであります。工業技術廳關係に若干ございまして、電氣計器の検定の要員で八十名、度量衡の検定要員で二十七名、北海道の工業試験所の移管に伴いまして八十五名、特許廳關係といたしまして審査、審判官、印刷工場の工員、それから戦時中の敵國人の特許權の補正に關連します職員を合せまして七十七名でございます。先程申し上げました石油關係の配給事務として百十六名と申し上げましたが、これは私のちよつと説明がまずうございまして、地方の方が百十六名で本省の關係では三十六名でございます。以上通算いたしまして新規増員になります者が千三十六名になる筈なのであります。

○三好 始君 從來のいわゆる出先機關としての商工局並びに商工局出張所の整理はどういうふうになつておりますか、商工局出張所は今回設置法によつて廃止されることになつておるのです、その事務が府縣廳に委譲されるものと残るものとができると思ふのですが、それと今回の整理との關係を承りたいと思ひます。

○國務大臣(稻垣平太郎君) 地方の出張所、各府縣の出張所につきましては、これをその事務を地方自治体に委譲するといふことにつきましては、どの程度の權限が委譲できるかといふ問題について尙研究を要すべき点があります。そこで大体七月の三十一日までには現在の出張所を存置いたして置きまして、その間におきましてどの程度に委譲できるか、又必要がありました場合にはその設置法において、今御審議を願つておる設置法におきまして、必要なる地に分室を置くことにいたして置くのであります。この必要な地に分室を置くことにいたして置くのであります。これが實際に地方の權限が大幅に委譲できますれば、分室を置く必要もないといふ問題がありますので、そここの点についてのどう決めるかといふ問題は、尙七月の三十一日まで間に検討をいたしたい。かように考えておるのであります。そこで通商局の地方出張所の人員も一律に三割程度の今整理を、本則に従ひまして、三割の程度をこの際いたしておるのであります。若し地方に委譲するといふ場合にはその整理した後の人員を地方に委譲する、又權限が一部残ります場合に、おきましては、一部の人は各八地方におきましますところの通商局にそれこれを受容する。こういう考えを持つておる次第であります。

○三好 始君 從來の商工局出張所の事務はどの程度地方に委譲するかといふ事務の分量が確定しておらないのに、定員法が先に決まるわけでありまして、これは事務が大幅に委譲される場合とそうでない場合と、相当變つて来ると思ふのですが、それについて今回定員法は少くともその面では不確定なものがあると思ふのですが如何ですか。

○國務大臣(稻垣平太郎君) 仕事の量と人との問題は、これは地方に委譲するに委譲しないに拘らず同じなのであります。つまり地方に委譲する場合にこれを附けて、そのまゝ仕事と人を一緒に地方に差上げるということになりますので、仕事と人間との關係は全然變りはない。委譲する場合におきましても全然變りがないのであります。どの程度に委譲するかといふ問題がまだ未決定のために分室の問題を決定いたさず、今後の経過によつてこれを決めさせる、こういうことに考えております。

○三好 始君 府縣に委譲する場合には、人員も附けて委譲するといふお話であります、そういう場合に行政機關職員の定員と違つて来るのじやないかと思ふのです。そうしますと、やはり定員法が不確定な基礎の上に立つてゐるということになると思ふのです。

○國務大臣(稻垣平太郎君) この通商産業省設置法にもございまして、七月三十一日までには、現在のままでこれをいたすことになつておりますので、只今出ておりますところの定員法の上におきましては、我々の方の出しでおります通りに御審議を願ふことにいたしたいと存するのであります。

○カニ 二郎君 今の三好君の質問に關連して少し伺ひますが、人をそのまゝ附けてやると申されませんが、その場合にこれに伴うところの予算の措置については一應どういふお考えですか、これは非常に地方廳も地方財源の逼迫で、とても人だけを寄越して貰つても、予算の裏付けがなければ引受けるわけに行かんというやうな問題が起りはせんかと懸念されるので、その点一つ伺ひます。

○國務大臣(稻垣平太郎君) 先程申し落しました、人も予算も附けて差出す、こういうのです。(笑聲)

○カニ 二郎君 その点はそれでいいとして、もういふやうな今何を委譲するか、それから何を残すかといふことが判然とせない、そこで全部を委譲されるならば非常にいいが、併し一部分残されるということになりますと、特に中小企業者並びに國民の側から見て見ますと、却つてそういう措置が取られたことにおいて尙一層複雑するのじやないか、今まで商工省の末端の出先機關に行けば、それで事が足りておつた。ところがこの仕事は地方廳に移管されるのだといふことで、地方廳に行くと、これは國の行政の部類だと言つて、折角政府が考へになつてゐるところの行政機構の簡素化をし、且つ能率的にといふ点については、非常に却つて複雑多岐に亘るのじやないかと思われ、この点についてどういふお考えですか。

○國務大臣(稻垣平太郎君) これはまあカニさんの今の御意見も御尤もであります、この委譲する程度問題であります。それから又實際に各出張所は御承知のように各支局を経て、出張所、こういう段階に從來もなつてゐるわけでありまして、そこで仮に地方へ委譲したことは地方だけでも済んでしまふ。支局に行かないでこの仕事は済むのだ、これだけ私は一つ簡素になると存するのであります。そこでまだ残つてゐる仕事は、今度は支局と直接お話になる、仮にそこに分室を設けない場合には、支局と直接にお話を願ふ、こういうことに相成るだらうと思ふのであります。

○カニ 二郎君 その場合におきまして、仮に出張所が廃止になつて、分室が残るか残らないかは別として、地方の出先局に行けば用が足りる、その場合におきまして、現在の情勢では、その局において用が全部足りるということになつておられたように思ひますが、局において用の足りる事項もあれば、且つ又、九州、北海道あたりからてく／＼と東京にまで出て来なければ用が足りないといふやうなことがあつて、この点一般からは極めて不便に感じられておるのですが、仮に今回の機構において出先機關を存置するといふことでありますれば、その出先機關に行けば、少くともその地方の人達はそこで一切が解決がつく、いわば本省に持つておりましたところの權限を大幅に地方に任せるといふことのお考えはあるのですか。その点を伺ひたい。

○國務大臣(稻垣平太郎君) これは私の前の地方の委員会のとき、どなたかの御質問でお答えしたことなのであります、できるだけ地方に權限を委譲したい、ただ委譲できない種類のものも委譲することを禁ぜられておるものもあります。従つて全部のものが地方に權限を委譲するといふことはできないのでありますけれども、今御指摘の支局、本省、こゝに三段階を取るこ

とは甚だ各業者に迷惑をかけることと相成ると存するのでありまして、できるだけ地方に大幅に権限を委譲したい、かように考えておる次第であります。

○鈴木直人君 先程府縣の出張所を廃止した場合の定員法との関係について大臣から御答弁がありました、この通産省の設置法によりまして、府縣出張所はなくなることに当然なつておるわけでありまして、そうしますと、この定員法に盛り込んでいないのじやないかと私は解釈しておつたのです。ところが現在には出張所があるから出張所の分も公務員としてあるのだ、そうして將來出張所がなくなつてしまつた場合にその分は府縣にやる、そうして公務員の一員になつておるの公務員そのまゝを府縣の方に分けてやるのだという御説明でありました、國の官吏が府縣に五、六人分けてやられた場合に、知事がそれを指揮する場合は特別の法律が必要で、例へば労働省関係においてはそれが規定されておりますけれども、この通産省にはないのではありません。従つてこの國家公務員を地方廳に一緒に分けてやつて、そうしてこの定員の中にそれが含まれているということは、どうも僕はおかしいと思ひます。それで出張所というものがなくなることになつておるのだから、出張所の方はなくなつた定員であつて、ただ分室というものが必要な地方に置かれることになつておりますから、そういうふうに分室の数名の定員は分室に含まれておるのだ、こういうふうに私は解釈しておるのですけれども、どうでございますか。

よう。

○政府委員(山本高行君) お答え申し上げます。只今の点はこういう關係になつております。設置法の附則によりまして、七月の三十一日までは現在の商工局の出張所が暫定的にそのまま通産局の出張所として置かれまして、そのあとでどうしても國の直轄行政の下に置かなければならぬ部分だけは、分室という恰好で必要最小限度のものを置かれる、そこでこの定員法の中に盛り込んでございます定員は、最初とにかく二ヶ月間は一應暫定的にそのまま通産局の出張所として仕事も残り、人も残るわけでありまして、それを全部含めたものが定員法の中に入つております。勿論今度三割の整理をいたしましたものが、それでいよいよ仕事の区分けをいたしまして、具体的にこの仕事は府縣廳の方へお譲りするということがなつた場合に、それに相当する人間が府縣に移されるわけでありまして、その人々には身分は今度は官吏ではなしに公吏の身分で移されることになりまして、法律的に申しますと、この定員法の中からはそれだけ減少されまして、若し地方の公共團體の公務員の定員が出来ますれば、そちらの方に定員が移される。こういう關係にならうと思ひますが、それには、それだけの定員が移るかということも分つておりません。従つてその移されるのは、それだけの仕事にして、それだけの人間が移されるかということも分りません。一應今までの仕事をそのまま移すという数字になつております。

○鈴木直人君 そうしますと、現にこの出張所を廃止して、そうして府縣に人間と予算をやると、その場合には地方公務員としてやるわけですが、その際にはそのやつた分だけの人間は國家公務員からやることになりまして、その際にはやはりこの定員法の改正というのをしなければならぬと思ひますが、それを予知して改正をする、減員に対する改正をするという建前でこれは行れておるということだとすると、國會の開会しておらないような場合には、それができない。或いは欠員のまゝにして置くかということになるのですけれども、それはどういふふうに措置するのですか。

○政府委員(山本高行君) お答えいたします。只今の点は正確に申し上げます。結局この定員法を、又更に御改正願ひまして、その移す分だけはこちらを減員するということになるのであります。若しそのときに國會が開かれておりませんければ、中央官廳の側といたしましては、定員を減らす問題になりまして、若し受入れ側の方が法律で拘束されていない場合には、やはり予算措置をいたしまして定員關係では、こちらを欠員といたしまして、相手方の方に移すという措置がとれるのではないかと思ひますが、本格的には法律の方の改正を要するものであります。

○鈴木直人君 そうなりますと、つまり、予算的措置をするということになりますから、地方公務員としての必要な人数だけの補助を國がすることにしようと思ひますが、現在の予算にはそういう補助がありませんし、若し大蔵省等において補助をする場合に、實際において國からそれだけの経費を減らさなければ、地方にそれを補助することが困難と思ひますが、そういう措置を國會休会中にやれないということになりますので、現実に地方廳のいわゆる出張所というものを廃止するといふことができないという結論になると思ひますが、いわゆる出先機關を廃止するといふことができない。廃止する、廃止すると言ふけれども、現実にできないといふことになると思ひますが、どういふものですか。

○政府委員(山本高行君) 予算の關係につきましては、結局本省側としまして、移す分だけの人員費が浮いて来るわけでありまして、若しその予算上の費用が認められれば、補助の費用の方にそれを移しまして、地方へ交付するということも或いはできるかと思ひますが、その点は私共まだ予算上の詳しいことを研究いたしてございせんので、ここで確定的なことは申上げられませんが、その途がないといひますれば、やはり予算の補正をやります。こちらを減じて、それに相当する分の地方交付金を殖やすという措置が必要になつて参ると思ひます。

○鈴木直人君 どうもはつきりしないけれども、もう止めます。

○委員(河井彌八君) 次は運輸省關係につきまして、運輸大臣の説明を求めます。

○力二五郎彦君 これも恐れ入りますが、資料に基いて御説明願へれば非常に便利だと思ひます。

○國務大臣(大屋三三君) 運輸省所管一般會計予算人員は、行政整理前にいて三万二千四百三十六人でありまして、そのを、今回の整理におきまして、六千三百三十六人の減員を行ない、これに道路運送審議会の委員等常時勤務に服します一般職の人員四百四人を加え

まして、新定員二万六千七百四人を構成してあります。これを旧定員と比べますと、八割一分に相当しておりますが、その整理率が原則を下廻りました理由は、三万二千四百三十六人のうち、一万九千八百人は、或いは現業的な氣象觀測關係職員、教育機關たる高等商船學校以下の船員教育機關の職員、警察機關たる海上保安廳保安局系統職員でありまして、これらにはその実情に即しまして、特別の整理率を適用いたしましたためであります。

次に附則第七項關係であります、本案によりまして、國鉄の總人員は、昭和二十三年度の予算定員に比べますと、約十三万人の減員となつておまして、これによりまして、実人員の整理は約十万人に上るものと予想されます。この整理の実施に當りましては、極力業務の円滑な運営に支障を來たさないように考慮を拂ひまして、その基準をいたしましては、主として十分に能率を発揮し得ない者又は鐵道に対する貢献度の低い者にこれを置き、一律に年齢・標準・性別標準等によらない予定であります。特に鐵道業務に經驗があり、優秀な技術を有する者は、極力整理をしないようにいたしたいと思つておりますが、これがために相當数の降職又は轉職を行わなければならぬと考えております。

以上を以て運輸省關係の御説明を終ります。

○鈴木直人君 都道府縣道路監理事務所の定員はこの中に含まれております。

○國務大臣(大屋三三君) 含まれております。

○鈴木直人君 そうしますと、それを

廃止する場合には先程の通産省と同じような処置をとられるわけですか。

○國務大臣(大屋三三三) 只今聞いておりましたが、通産省と全く同じであります。

○堀真琴君 只今運輸大臣から御説明になりましたが、國有鉄道の特別会計職員についての数字が配付されてないようではありますが、配付されておりますか。

○國務大臣(大屋三三三) それは配付されてないでしょう。これだけですから。

○堀真琴君 配付されてないということをおつしやっておりますが、具体的な数字に基かなくては、私共審議ができませんのであります。至急にその数字を私共に配付して頂くようお願いしたいと思います。

○國務大臣(大屋三三三) 準備しておるそうですからお配りいたします。

○木下源吉君 鉄道の運轉事項等についての資料をお願いしたいと思つておりますが、昭和十三年と現在とで運轉事項は、どのぐらいどうなつていゝという資料をお願いしたいと思つております。それから職員の有給休暇は当然権利があるわけですが、そのような休暇がどのように実施されているか、その点も一つお伺いしたいと思つております。それ資料でよろしくごさいます。それから終戦後新たに特に運輸、鉄道方面で必要になつた人員、例えば渉外関係だとか、交通保安、補修復元、鉄道公安官、炭鉱経営、労働基準法実施等々によつて、どのくらい人員が終戦後新たに必要になつてゐるかということをも一つ資料をお願いしたいと思つております。

○國務大臣(大屋三三三) 承知いたしました。

○鈴木直人君 運輸省関係において実際に、出血という言葉を使えば、今度出血する人員というものはどれくらいでございませうか。聞くところによると、曾て大量に希望によつて相当の退職資金を與えてやつてしまつてゐるということでもございまして、その關係を一つ御説明願ひたいと思つております。

○國務大臣(大屋三三三) 國鉄の方が約十万人です。それから本省一般会計の方が千四百六十一人。

○鈴木直人君 それは例へば本日現在においてでございます。或いはそういうことが決まつた後のことであつて、現に相當数というものが予約されてゐることであるか。相當の数の出血で、相當の何といふ問題になります。得る数字だと思つておられますが、余り問題になつておられない現状のように思つてゐますから、その間はどうか御処置をとつておられるのかお聞きしたい。

○國務大臣(大屋三三三) 御質問の趣旨がよく分りませんが、問題にならないといふところが分らんのですが、要するに今の私が申し上げた十万人という数字は、四月一日現在で申し上げたわけなのであります。實際のいわゆる整理の対象となるのが四月一日で約十万人、こういう意味であります。

○堀真琴君 只今「國有鉄道昭和二十四年度予算定員その他」という表を頂いたものでありますが、これによりまして、損益勘定、中間勘定、工事勘定のそれらの人員数が、二十三年度、二十四年度のそれらの定員並びに二十四年三月末現在員、それから

予算定員減、整理の実員というものが出てゐるのでありますが、数から申しまして國鉄關係が一番多く出血を見るようになってゐる。十万以上出血を見るようになってゐるのであります。が、この十万以上の出血といふことは、國鉄の今後の運営に對して支障を來さず、十分能率を上げてやつて行けるかどうかといふことの見直し、並びにその十万以上の出血をするに至つた理由、それを御説明願ひたいと思つております。

○國務大臣(大屋三三三) 國鉄の六十二、三万人の予算定員がこれが適當でないという信念の下に、結局ネット、正味四月一日現在の基準から約十万人の人間を整理することが適當であるといふ、こういう結論に達しました。相當の多數の人間の整理でありますから、各方面で果してそれを減員した後に對して、國鉄の任務である輸送業務が完遂できるかといふ点に非常な御懸念を抱く向きがあるものであります。これは當局といたしましては、詳しくは政府委員から申し上げますが、いろいろな仕事量と人員並びに能率の改善等を考慮いたしまして、残り五十万数千人で國鉄の業務を支障なくやつて行けるという確信の下に、この数字を編成いたしました次第でございます。

○堀真琴君 國鉄の業務は、政府の業務の中でも企業的な面を持つ部門で非常な特色があり、それからそこに従事する職員も、外の職員と違つた性格を持つてゐる。通信省の仕事といわば同じような性格を持つてゐるのでありますから、先程通信省の定員の場合においても委員各位から質問されたのであります。が、國鉄の場合でも、例え

ば施設が相當戦争中並びに戦争後荒廢してゐるというやうな事情、或いは労働力の構成上の変化も、私は通信省と同じやうに國鉄の場合にも認められると思つてゐます。そういうやうな關係などから申しまして、十万人からの整理を果してやつて、その後十分能率的な運営ができるかどうかといふことを私は疑問に思ふ。勿論大臣は十分確信を以て能率的な運営を行うことができるというお話なんでありませうが、そのためには、その労働力の構成上の変化であるとか、施設上のいろいろな欠陥であるとかいふやうなものについて、十分これだけの實際の状態にあるのだから能率的にやれるのだといふ資料を出して頂かないことには、納得できないと思つてゐます。それについて資料を是非私共に御配付をお願いしたいと思います。

○國務大臣(大屋三三三) その資料といふのはどういふ資料ですか。今までの例へば東京駅には何人配置しておつて、どこに何課には何人おつたやつて、何人にするといつたやうな、各鉄道の各要所々々における機關に配属した人員の数の前後の對照といふやうな意味でございますか。

○堀真琴君 いや、各駅に何人配属されてゐるというやうな細かい数字を私は望んでゐるのではない。戦争中乃至戦争後の施設の状況についての一般的な資料です。それから従業員の労働力の構成についての一般的な資料、若しここで御説明願へば、それでも結構なんです。

○國務大臣(大屋三三三) 只今のは先程木下君の御要求の資料とやはり関連しておりますので、資料を調整して御説明申し上げます。

○カニエ邦彦君 只今の資料の点でございますが、即ち國鉄の超過勤務者の延給人員、それから超過勤務手当の総額、及びその支給の状況、但しこれは職種別に願ひます。それから超過勤務の時間別、職種別の人員数、この資料を要求いたします。

○國務大臣(大屋三三三) 大体そういう方向の資料を出しましょう。

○赤松常子君 それに附け加へまして、労働基準法の施行前とそれの施行後のさま／＼の変化についても、お附加願ひます。

○國務大臣(大屋三三三) 承知いたしました。

○木下源吉君 大臣がですな、今度の整理の標準のやうなことをちよつと言われまして、何かそれをちよつともう一遍お話し願ひたいと思つてゐます。それから臨時人を從來使つておつたのが、最近この整理に關連して首切つてどうか、つまり解雇しておるかどう

か、この点について一つ願ひます。

○國務大臣(大屋三三三) 標準のやうなことは何を言ひましたか。

○木下源吉君 なんだか鐵道に、どうやらこうやら、働いたとかなんとか……

○國務大臣(大屋三三三) それはつまり天引二割なら二割を頭からすばつと整理をするというやうな極くラフなことでなしに、つまり年齢の標準ですとか、男女の性別ですとか、或いはその勤怠の度合ですとか、或いは職種ですとかいふやうなあらゆるつまり要素です、要するに、労働構成の要素を十分に考慮いたして、それで整理をいたしたい、こういう意味でございます。

○木下源吉君 先程のと違つてよりです

ね、先程は今のような動意、つまり勤めぶりが悪いというような者をやるんであつて、或いは年寄りの故に、或いは女子であるが故に、或いはそういうことでは首切るんではないというようなことを言われたですが、今のところはちよつと違ひようですが。

○國務大臣(大屋三三三) それは同じです。

○木下源吉君 そうすると何ですか、この年寄りと女子というような者が、この首切りの優先の條件になるのですか。

○國務大臣(大屋三三三) それはあなたに誤解をしてゐる。私はそうではないといふことを説明したのである。女だから年寄りだからといふことではない、女でも年寄りでも、有能の者は残し、怠け者とか、身体に弱くて勤務に堪えない者とかという労働量つまり優秀な者、中等な者、下等な者というような点をいづゆる合理的に考慮してやるんであつて、單なる女とか年寄りとかというやうなわけではないのです。

○木下源吉君 そうしますと、まあ大体怠け者というやうな標準を示されたのですが、十万人もそういうのが、標準に当てはまるのがあるやうにちよつと……見通しですよ……これは。まあ理屈でありませんが、十万人もそういう者が今までおつたと考えられないのですか……これは少し、その標準だけではこれは判定できないのではないかと、無理が来やしないかと思うが、その点は……

○國務大臣(大屋三三三) 用語が悪ければ直しますが、つまり世の中ですべてそういうことをやる場合には、体格も優秀であり、頭脳も明哲であり、技術も優秀であり、心掛も立派であるといふような者は、常に最後まで有用であるんだから残して、比較的怠惰で怠け者で怠惰な者と同じでございしますが(笑)怠惰な者とか、或いは智能の欠如しておる者とか、或いは技術の貧弱な者とか、或いは病身勝ちで勤務上動意常ならざる者とかいふやうな種類の者は、これはもう当然整理の対象に持つて來られるといふことを申上げたわけ、十万人の中にはそれでない相当のびん／＼した一人前の人も無論含まれて、或いは氣の毒な結果になるかも知れませんが、全部が怠惰な者といふ以外に、そういう者にも触れる場合があるかも知れません。

○木下源吉君 そこで、びん／＼した者とあつたおつしやるやうに人達が首切りの対象になるやうな場合には、私は、外のものとびん／＼した者よりは悪いといふことにはなるやうけれども、公平の原則には当てはまらないのではないかと、かように考へておるんですが、この点はどうですか。

○國務大臣(大屋三三三) 或る種の、十五人のここに人間がおつて、何かその中の十人にくじを当てるというやうな場合には、いづ／＼な正当な、これがばくちであるやうな場合にはそこに正当な基準が行へませんが、何かやばり十五人の中で十人だけ選定して五人だけはオミットするやうな場合には、やはり私がさつき申上げたやうな公平な基準と考へられる基準でやる、人智の能う限りにおいてやるという以外に、方法はないのではないかと思つております。

○木下源吉君 組合活動の故を以てこの首切りの基準、そういうやうなものは

にはなるのかならんのか。

○國務大臣(大屋三三三) さやうなことは毛頭ございせん。

○羽仁五郎君 今の組合活動というところが、さつきおつしやる議論だといふと、関連を持ちますか、持ちませんか。

○國務大臣(大屋三三三) 法律で與えられた範囲内において、正当の活動をする者は、それは正当であるのであります。但し國鉄の従業員自体にいたしまして、自分の與えられた職責に對して完全であるという者は、これは満点であります。そうでない者は、組合活動をするが故に特にこれを寛恕するといふやうなことはできないと思ひます。

○羽仁五郎君 今の御説明を伺つてもその間に、まづ公平が欠ける場合があると思ひますが、それについてこの公共企業体労働関係法におけるいづゆる団体交渉の對象として……職員、免職等の事項は「団体交渉の對象とし、これに關し労働協約を締結すること」を妨げない。又これに對する苦情は苦情処理共同調整會議が解決することと定めてゐるというこの規定を、今回の場合に適用されたいこととされたその理由、及びその結果について御説明をお願いしたいと思います。

○國務大臣(大屋三三三) 今回は大量の行政整理でありますので、而も實際に六月一日以後におきましては國鉄は公務員から離脱いたしました。コーポレーションの性格を持つております。關係上、特に公務員であつたと同じやうな自分關係を保持しない限り、そこに相當の支障が生ずるといふ観点に立ちまして、やはり公務員であつたときと同じ状態を整理の完了した時点で保持するといふ考え方で、附則にあの條項を入れた次第であります。

○羽仁五郎君 これは運輸大臣はこの今申上げたやうな公共企業体労働關係法による規定というものがそのなすところの業務において民間の企業と殆んど異なるところがなく、ただそれが國家の企業であるがために、こゝに公共企業体労働關係法というものが適用されておることは御承知の通りだろふと思ひます。従つてここに保証されておるところの団体交渉による労働協約、苦情処理調整會議といふものは、これは國鉄従業員達の爭議権及び団体交渉権に代るものとして、特に爭議権に代るものとして與へられておるものだといふことは、さういふふうに御了解になつておると思ひますが、その点如何でしょうか。

○國務大臣(大屋三三三) それはその通りなんです。ありますが、今回のこの整理はいづゆる緊急非常措置でありますので、只今申上げた通りエマーゲンシー・ケースでありますので、只今申上げた通り公務員と同じ状態においてこの整理を受けて頂くという精神でさやうな処置をいたしたわけでありま

ずから性質を異にしておりますから、従つてその國家財政の節約といふその目的を果すといふことにおいては認められるとしまして、その際にその業務において民間の企業と何ら異なるところのない人達の労働者の基本的人權を制限するといふことは、その業務の性質上非常によく似ておる民間の企業に影響するところがないと考えられま

○國務大臣(大屋三三三) これはいづゆる九原則によりまして、財政の負担を軽減する目的から出ました緊急の処置でございまして、毫も憲法には違反しないと思ひます。而してこれはいづゆる飽くまでもエマーゲンシーの場合に限つて局限してありますので、この整理が済みますれば、普通の條文の機能が發揮されますわけなんです。毫もこの措置が一般の民間の企業に影響はないと考へております。

○木下源吉君 今度の行政整理で最初政府が発表した、新聞等に見ました数字よりは随分減つております。而も十七万といふやうなことを、今突然人員からは十七万人ぐらいたつたといふことを説明せられておるのですが、我々今段々調査しますと、その数字もまだ減るやうであります。先程逋債省關係等でも少し減つたやうであります。さうでないといふと、新しく入れる者を除けば、二、三万ぐらゐ、一般の方では……さうして、後に國有鐵道という方面が加つて來て十数万になるわけでありまして。従つて國有鐵道の整理が今度の中心のやうに考へられるのであります。さういふ關係上あなたの方の關係を十分一我々はお聞きしておかんならんとおつておるのですが、大体

今度の整理は赤字が出るからというより、な財政面の方に重点を置かれておるようであり、仕事の方では遺憾ながら考へておられないじやないか。で戦争中に荒廢したあの状態を今改良しようことに重点を置かなければならぬというので、新線などは一つも建設を許されていない。而も改良に対してはまだ徹底的にやらなければならぬ所が各所にある。私は北海道であります、北海道にトンネルの枠がひびが入つた、橋脚が河深が變つたために是非ともやり直さなければならぬ。あらゆる面において危険極まりない状態をそのままにしておられるのですが、その荒廢しておる現状をそのままにして置いて、そして人員だけ整理せられて、財政的な救済ができる。こう考へておられることに私は無理があるのではないかと、こゝに思ひますが、そういう点を一つ御説明を願ひたいと思つてあります。尙人員の問題であります、只今申上げたことから、従つて資材面、或いはそういう荒廢しておるものこそ、資材、そういう面をカバーするの人員が多く要するという面が沢山あると思つてあります。新しいレールがあるならば、それを直ぐ持つて來て敷けばよいが、どこかにあるのを持つて來て敷くというより手数がかかる。簡単な例を申上げれば、。そういうふうに資材面の窮乏、その他の條件をカバーするために人手が余計要するという面が私は沢山あるのではないかと。單にただ赤字が出るから、或いは又その他の外面から見られる事情だけで人を減らさなければならぬ。こゝに考へておられるところに私非常に無理がある。

これは今度の場合でも成る程意図者だとか、不具者などというよりなものに進んで退職したものでありましよう。決してそういう人達は好んでそこにおるのではないと思ふのです。もつと大切なことは、長年の間技術者研鑽し、それにして今直ぐにも予算の措置が何とかなれば、そういう人達を探しても求められないというより技術者の場合、こゝに人達を今整理をするというこゝとは、当面のただ表面上の損得よりも、國家全体として私は非常な損失でないか。現に北海道の場合でも、建設事務所が地方施設部になつて、そして北海道の先申上げるよりなそういうものに荒廢しておる現場が沢山あるに拘わらず、予算がないというので、今度又工事部というよりなものに縮小して、そしてその半面においては多数の技術者を整理しなければならぬというよりな実例を我々は見せつけられておるのであります。こゝにこゝについて、私はこの行政整理の中心が運輸省にありまうために、私は大臣にこの機会にはつきりただ何割天引だ、行政整理は一般に國民が官吏に対するさわりが悪いから切の方が多いのだというよりな面ではなく、本當に國のためには私は必要なものはどうしてもやらなければならぬという、この面から運輸大臣としてはかように多数の人員を整理して、本當に今國家のためにこれはなるのであるか。こゝにこゝを一つ運輸大臣からこの機会にお聞きして置きたいと、かように考へるのであります。

○國務大臣(大屋三三) 只今の御質問の中には誠に御尤もな点が沢山あるのであります、先ず前段の今回の整理が只今申上げました赤字克服に重点を置き過ぎて仕事を看過していきやしないかという点が第一でございませう、これは無論最大の目的は赤字の克服、泣いて笑つても一般會計からは補助が受けられないのであるから、獨立採算制の建前からあらゆる方面に人員的に、或いは能率的にも、これを始末をするという精神から、財政上の見地に重点を置いたのは勿論でございませう、さりとてこの仕事にわゆる消化を全然考えない、特に荒廢した今日においては、非常に荒廢施設の復旧が未だ十分でないというこの際における今回の措置としては、甚だ不適当ではないかという御趣旨であります、荒廢は勿論戦争中大いに荒廢いたしましたのですが、大体大綱みに八割見当は、戦時中の荒廢も昨二十三年度におきまして一應の復旧ができております。勿論十分ではなく、まだ残つておるのであります、仕事の量も十分これは考へてやつておるわけでありませう。

○木下源吉君 只今ので大分事情が明白になつたように考へます。それは現に國鉄を運営しておるところの従業員というものは、非常に或る一定標準以下の働きのない者が相当数おるのだ、一人前に働ける優秀な人間だけで一つ儲かるように、或いはそういう仕事を大いに今後やつて行くのだ、こゝにこゝにおつしやられたようでありませう、まあそういう見解から仮に整理せらるるといたしまして、これを一体怠け者だとか、これを一人前の働きのない者だとかいうよりなことをそれをつまりはつきりさせる、そういう標準を出すところの基準、そういう調査が一体今までしてあるのかどうか。そういう仕事の量、或いは質に對するとこ

るの各人各個の能力、そういうものに對する御調査があるのかどうか。若しそういうものが完備しておるとするならば、こゝに個々について一つ資料の御提供を願ひたい。若しそれがなければならぬ今回の線では、つまり整理であるならば今回の線では、私のその点をどう方法でやるか、私はその点をも一つ明瞭にして置きますが、例えば民主的にこれを教育するのだ、整理をするのだというならば、その民主的にやる方法の一つお示し願ひたい。そうでなかつたならば、一体大臣がこれをやるというならば、つまり首を切るといふことに対する大臣のお考え、實際にやるときの方法、例えば局長にこれを命ずるとき、或いは区長に命ずるとき、或いは人事係りにこれを命ずるときだといふような、整理に対する具体的な点を一つお聞きしたい、かように考へるのであります。

○國務大臣(大屋三三) 行政整理のいわゆる実施をする方法、どういう方法でやるかというお尋ねであります。且つ又整理の對象となる者のいわゆる種類分けができておるかという、こゝに御質問であります、國鉄の使つております各所々々の従業員に對するいわゆる考課表というよりなものは、おのずから業務をいたします團體でありますれば、どこにおいても常に準備されておるものと私は考へております。

又後段の如何なる段階でやるかというの、それ、各所の長に実施の責任を、何といひますか措置を取らせるつもりをいたしております。

○木下源吉君 その長といふのは、どういふ範囲の長でありますか。

○國務大臣(大屋三三) それはまだ

十のものを十確定的には考えておりませんが、例えば東京の鉄道局管内でありますならば、東京の鉄道局長、大阪であれば大阪というふうに、一應私は考えております。

○赤松常子君 ちよつとお尋ねしたいのですが、先だつての新聞に行政整理の噂が立ちまして以来、鉄道に長く勤続しておいでになる方が、退職金の関係から段々おやめになつていらつしやる数字が出ておりましたのですが、それは今回繰りおるものでございましょうか。そういう自然退職の数字と、この十万になん／＼とする数字とは、どういうふうな関係があるものでございましょうか。それを伺いたいと存じます。この十万の中で、婦人がどのくらい含まれておりますか。聞くところによりますと、新潟の鉄道局では、婦人を先きに首を切るというふうな噂もございまして、すでにそれが実施されておるようについております。こういう問題につきまして、いつも婦人が先きに犠牲にされるのが從來の例でございまして、この数字の中に含まれております婦人の数及びそれを職場別にはつきり示されて欲しいのでございまして、私共の納得の行くような男女別の数字を示して頂きたいと思ひます。

○赤松常子君 私とはとてもそれは変だと思ひますが、一体この数字は男、女といふことが示されていなくておつしやつておりますけれども、それではどういふ基準でお出しになつたものでございましょうか。実際の仕事をしておるの、男と女がしておるのですが、その点はつきり……

○赤松常子君 私とはとてもそれは変だと思ひますが、一体この数字は男、女といふことが示されていなくておつしやつておりますけれども、それではどういふ基準でお出しになつたものでございましょうか。実際の仕事をしておるの、男と女がしておるのですが、その点はつきり……

○赤松常子君 私とはとてもそれは変だと思ひますが、一体この数字は男、女といふことが示されていなくておつしやつておりますけれども、それではどういふ基準でお出しになつたものでございましょうか。実際の仕事をしておるの、男と女がしておるのですが、その点はつきり……

○赤松常子君 私とはとてもそれは変だと思ひますが、一体この数字は男、女といふことが示されていなくておつしやつておりますけれども、それではどういふ基準でお出しになつたものでございましょうか。実際の仕事をしておるの、男と女がしておるのですが、その点はつきり……

○赤松常子君 私とはとてもそれは変だと思ひますが、一体この数字は男、女といふことが示されていなくておつしやつておりますけれども、それではどういふ基準でお出しになつたものでございましょうか。実際の仕事をしておるの、男と女がしておるのですが、その点はつきり……

○赤松常子君 私とはとてもそれは変だと思ひますが、一体この数字は男、女といふことが示されていなくておつしやつておりますけれども、それではどういふ基準でお出しになつたものでございましょうか。実際の仕事をしておるの、男と女がしておるのですが、その点はつきり……

○赤松常子君 私とはとてもそれは変だと思ひますが、一体この数字は男、女といふことが示されていなくておつしやつておりますけれども、それではどういふ基準でお出しになつたものでございましょうか。実際の仕事をしておるの、男と女がしておるのですが、その点はつきり……

○赤松常子君 私とはとてもそれは変だと思ひますが、一体この数字は男、女といふことが示されていなくておつしやつておりますけれども、それではどういふ基準でお出しになつたものでございましょうか。実際の仕事をしておるの、男と女がしておるのですが、その点はつきり……

第三十三部 内閣・人事連合委員会 議録第二号 昭和二十四年五月十五日

【参議院】

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

本的人権或いは社会の幸福といふものが如何に危険に瀕されるものであるかといふことは、戦争中、いわゆる戦力増強とか、或いは必勝とかいふことの爲めに、我々國民の基本的な人権が侵らに蹂躪された、我々のいわゆる戦争犯罪の過去を持つておる日本としては非常に考えなければならぬといふふうに思ひます。その点について先刻エマーゲンシーであるといふことを言われたが、これはどういふふうにお考えになつておりますか。それは具体的に二つの点に現われて来ると思ひます。一つはそういういわゆる非常の措置といふことで以て實際にどれだけの仕事が出来なければならぬかといふことに無理がある、そこに必ず事故が起つて来ると思ひます。その事故の責任はどういふふうにお考えになりますか。

もう一つは今言われたように非常事態といふことでありまして、そして争議権に代つて與えられておるところの團體交渉権、或いは苦情処理といふものを奪われた場合には、そしてそこに不当な処置が万一行われた場合には、その争議権に代るものとして與えられたものを奪つたんですから、それに代つて團體交渉権或いは苦情処理で処理できないものを今度争議によつて解決をしなければならぬといふ事態が起る場合には、その責任はその争議権を奪つた側にあるといふふうに判断せざるを得ないんです、この二つの点について大臣の見解をお伺ひいたします。

○國務大臣(大屋三三) 只今の点は、これが緊急事件であるという点は、私は現在日本の再建に對しまして、特に九原則の厳格なる実施といふことは日本の、再建のためにこれは私は非常なる事態であると思ひます。その精神を實行いたします一環といひまして、今回行政整理をいたし、そのためには只今申上げました通り、團體交渉権乃至このアツピールの規定を一應行政整理の側から適用しないといふことも、これは憲法違反でないのみならず、それに対するいわゆるこの欠陥といふようなものは何ら生じないのみならず、又これを與えたものに対して一應法律によつて剝奪した者が何らかの賠償の責任を負わなければならぬといふこともないと思ひます。

○堀眞善君 今の問題に關連してですが、エマーゲンシーだといふお話であります、今羽仁委員も指摘されましたように、日本の國家が非常時状態にあることは、いわゆる常識の言葉で言う非常時状態であることは申すまでもないものでありますが、併し非常時の宣言をやつたわけでもなければ、國會がそれを承認したわけでもない、確かに九原則を厳格に實行しなければならぬといふ要請はありますが、併しそれだからといつて、憲法上に保障された労働権を制限するといふことは確かに憲法違反である、こう考えなければならぬと思ひます。でこれは先般來内閣委員会におきまして、たゞ／＼問題になつたのであります、結局労働大臣その他の返答では、要するに余り沢山整理されるのであるからして、そういう人々を一々苦情処理の対象としてそれを聞いていたのでは、到底それを処理しかねるのだといふようなお答えであつたのであります。

○堀眞善君 現在までと申しまして

が、私はよしんば何人の多数の人が整理されようと、そういう人々の権利は十分尊重して、そして公務員としての訴願権も認め乃至は公共企業体としての職員も苦情処理の権限も認めてやる、それを尊重するといふことが正しい憲法を守る精神に合致するのではないかと、この点について運輸大臣の御見解をお尋ねしたい。

○國務大臣(大屋三三) このいわゆる憲法論につきましては、只今私が申上げました通り、經濟九原則の実施が日本の只今の至上命令である。これを強い言葉で言ふならば、緊急の問題であるといふ点と、又それを實施すること、やがて公共の一般の福祉を増進いたします基礎になるというふうな、いわゆる社会公共性から考えましても、私はこの措置が決して憲法違反ではないと考へておる次第でございまして、若しもこの私の答弁で御不満ならば、それ以上はいわゆる見解の相違といふ外私は答弁のしようがないと考へております。

○堀眞善君 見解の相違というお言葉でありますから、この問題はこのくらいにしまして、二十三年度の輸送計画と、その實現の度合と申します、それとそれから二十四年度の輸送計画と、現在までの大體の實現の状況を御報告願ひたいと思ひます。

○國務大臣(大屋三三) 二十三年度におきましては、一億三千万トンの輸送目標を樹立しまして、大體において九九・六％これを完遂いたしております。本年度は一億四千万トンの目標を立てておる次第でございまして。

○堀眞善君 現在までと申しまして

も、二十四年度になりましてから、まだ一ヶ月半に過ぎませんので、四月におけるこの輸送計画の実現状況は如何なものでございましょうか。若し具体的な数字をお聞かせ願えたらお願いしたいと思います。

○國務大臣(大屋三三) 四月の実績は殆んど計画と等量でございまして、絶対量は、昨年度に比較いたしまして、約十四%増強いたしております。

○堀真智君 そうしますと、運輸大臣のお答えならば、とにかく現在輸送計画を以て一億四千万トンの輸送計画を、四月分の輸送計画が実現されたというお話なのでありますが、若しこれを十万人の減員をすることによつて、果して一億四千万トンの輸送計画が出来る御自信がございましょうか、若しその御自信がございまして、どういふ根拠に基いて、具体的な根拠に基いて、御自信があるかということをお願いいたします。

○國務大臣(大屋三三) それは本席上でも最初に申し上げましたのですが、十万人を減員いたしましたも、能率の増進と、あらゆる点に万全の注意を拂いまして、各所の人員の配置、能率の増進という点を以ちまして、一億四千万トンの完遂が必ずできると確信しております。

○赤松常子君 先程の私の質問いたしましたそのお答えに、三月末までに一万人の自然退職者がおありになりましたのですが、それに退職金をまだお支払いしていないというお言葉でございしますが、どういふわけですか。

○國務大臣(大屋三三) 少しさつき間違つてお答えしたかも知れませんが、全部拂つてあります。

○羽仁五郎君 さつきの大臣の私に対する答弁では、國鉄従業員に対して争議権を奪ひ、且つこれに代つて與へられておつたところの団体交渉権及び苦情処理権といふものを奪つてしまつた。それをいふゆる非常時の名において、それをいふことができる言われるのですか、然らばその非常措置というところで國鉄従業員のいわゆる基本的人権をあなたは奪うことができると思つておられますか。それはいふゆる切に捨て御免ということとどこが違ふのですか。

○國務大臣(大屋三三) いやとても大した御質問ですが、さうなことは夢考えておりません。

○羽仁五郎君 然らば若しその人達が不当な処分を受けた場合にそれを救済するのにならう方法がございましょうか。

○國務大臣(大屋三三) やる措置もアツピールの措置と、団体交渉権の發動を一時停止するという措置をいたしますだけで、國鉄従業員が憲法その他によつて保障されている権利は毫も剝脱するといふような意思はありませぬ。

○三好勉君 設置法によつて近く廃止される予定になつております道路運送監理事務所の整理に關してお尋ねいたします。この問題につきましては、先程の商工局出張所と同じように、事務がどの程度府縣に委譲されるかまではつきりしない。それが決まれば事務と同時に人員も縣の方へ渡すのだ、こういうお話でありましたが、府縣廳におきまして、官吏に準じて整理が行われるわけでありませんが、そういったしますと、地方廳におきましては、事務の委譲に伴つて必要となつて来る人員を

地方廳自身で賄うということが恐らく起ると思つております。そうしますと、事務と同時に人員も受入れないか。それには何らかの措置を必要とするのではないかと、この点について運輸大臣のお考えを承りたいと思つております。

○國務大臣(大屋三三) 道路監理事務所は、大体地方の道路監督をこれを廃止をいたしました。やはり分室を適當な所に置くということに相成つております。而してこの廃止いたしました事務は大部分府縣に委譲できるものは委譲いたしました。やはり國家行政でこれを持つていなければならぬものは陸運局の分室を適當な地に設置いたしました。やつて行くといふことは、恰かも通産省の場合と似通つておるのではありません。而してその場合に地方にこの人間を委譲するといふ關係も、先程の通産省の場合と殆んどその機を一にいたしておりますが、その主たる狙いはやはりエキスパートの、熟練した者をつけてやらなさいといふと、地方として仕事は円滑にできないといふ精神に基いたものでございまして。

○三好勉君 その場合に地方廳に受入れさせるといふ義務を負わせる外ないですが、地方廳が受入れないで、地方廳自身で賄つて行くといふ方針を取つた場合にそれに対してどういふ方法がありますか。

○國務大臣(大屋三三) それはやはり話合によるより外いたし方ないと考へております。

○三好勉君 そういたしますと、實際上いふゆる出先機關の整理は今回の定員法による整理と、地方に委譲された場合にも恐らく整理が起るんじゃないかと思つて。そういたしますと、出先機關の人員の整理が二重になりまして、非常な無理が生ずるということも予想されるわけでありまして、不公平ではないかと思つておりますが、この点に対するお考えを承りたいと思つております。

○國務大臣(大屋三三) それは先程も通産省の場合に問答があつたのを拜聴しておりますが、やはりその地方廳が人間は全然要らぬといふような場合、こちらとしては只今の御趣旨の通りに、予定しておつた人々を受入の方で要らぬと言へば、その人々が失職するといふような關係がございまして、要らぬなんていふことは言わぬようにして取つて呉れいといふような交渉をいたさねばならぬような場合も起きて来ると思つておりますが、それは一々さういふ状態が起きましたときに善処いたしたいと思つております。

○カニエ邦彦君 その問題に關連しておるのですが、實際は地方廳の方としては國が持つておるところの資材の割当権を要求しておる。言い換へれば物を欲しがつておるのだ。その肝心のものをやらない。そうして事務だけを地方廳にやるというふうなことで、恐らくこれは地方廳の方で受取らないのじやないかといふような懸念がございすることが一つ。それについて一つ伺いたい。それからそれに関連して設置法の中の運輸省の所掌事務、権限の中に從來道監においてやつておるところの事務が殆んど全部そのままこの提出されました法案の中に入つておるのです。一應これはどの分を外すかといふ

ようなことが決まれば、又一部修正されるような御意思がございましょうか。

○國務大臣(大屋三三) カニエ君の第一問はカニエ君御安心下さい。この自動車運輸に關します大部分の資材の、いふゆる行政権を地方に委譲いたすつもりであります。どうしてでも國でそれを行政しなければ工合が悪いといふものだけは残すのでございまして。

それから第二問の分は、まだ分離をいたしておりますから、地方に委譲するものはかよう／＼な行政種目、運輸省に、本省に残すものはかよう／＼といふものはまだ明らかにこれを記述いたしておりますが、その場合にはやはりあなたのお説のように明瞭にいたさねばならぬと思つております。

○三好勉君 先程の私の質問に対する運輸大臣の御答弁では、事務が府縣に委譲された場合に人員も受入れて貰うように地方廳と十分に話合をしなければいけないと思つて。こゝろいふような御趣旨の答弁であつたわけでありまして、私はその場合に二重の整理になる虞れが多分にあるといふことを警告いたしたいと思つております。そうして若しそういう場合には、二重の整理によつて公平の原則に反して整理される人員が若し少しでもございましたならば、政府としては責任を以て善処しなければいけないと、こゝろいふふうに思ふのであります。

○國務大臣(大屋三三) 私全く同感でございまして。

○赤松常子君 ちよつとお伺ひして置きたいことがございまして、それは今度の行政整理の後、更に労働基準法を強化いたしまして、婦人労働者に対す

る。一、な法規定をも一方的に解釈して、そうして労働の過重を強いるような噂も聞いておりますけれども、そういう点に対する御見解を伺いたいのであります。

○國務大臣(大層三三君) そういうことは考えておりません。

○委員(河井彌八君) 如何ですか。

○木下源吉君 ちよつと最後に……。

先程の御答弁の中にはあの考課表ができておるといふお話であります。これはこの委員会に御提出を願えるかどうか。それからもう一つ重要なことは、國鉄の改良といふことが、復旧が八割程度まで完了してあるというふういふお話でありました。この点については最初には資料をお願いした運轉事項との何によつて明らかになるだろうと思つてありますが、これを一つ再確認して置きたいと思つた。

もう一つは退職金の問題です。これを今どういふようによつてお考えになつておられますか。退職金の支給でありますか……。

○國務大臣(大層三三君) 折角の話ですが、第一回の資料はお出しするわけには行きません。それから第二番目は分りました。第三番目の退職金の関係は在來の基準よりもやや低いところというふうな面を目標にいたしまして、目下当局と、関係方面と折衝中でありま。

○委員(河井彌八君) 次は労働省関係につきまして政府当局の説明を求めます。――労働大臣がまだ出席ができませんので、労働次官が政府委員であります。――それで都合によりまして、建設大臣が来ておりますから建設省の方を先にやります。

○木下源吉君 どうです。少し十分ぐらゐ休憩を頂かんければつづきです。……十分間休憩をお願いいたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(河井彌八君) 委員長も我慢いたしましたから、御説明だけでも一應やることにいたします。

○國務大臣(益谷秀次君) 只今資料をお手許に配付いたしましたのでありますが、現在の建設省の標準定員は合計いたしまして、一万四千八百八十四名になつております。これを今回三千二百七十七名を整理をいたしまして、残定員が一万九百七十七名になるのであります。その内訳は資料の第一にありますが、内務省標準定員二千七百八十八名で、一千四百十二名を整理をいたしまして、残定員が一千三百七十六名になるのであります。附屬機關であります土木建築所、建築研究所、地理調査所、この附屬機關標準定員九百八十六名、このうち三十八名を整理をいたしまして、残定員が九百四十八名になります。

又地方支分部局、いわゆる地方建設局であります。これの標準定員一万四千四百十名あります。これを二千八百二十七名を整理をいたしまして、残定員が八千五百八十三名になるのであります。(「遠ううだな」と述ぶ者あり)これは第二表を御覧願います。第二表は本年三月一日現在の建設省の機構を標準といたしまして、整理員数を現わしたのであります。それは御承知の通り、第二表にありますが、建設工事本部であります。これが四月五日から廃止になりまして、そのために建設工事本部の職員中第一表にありますが、内務省の方には一千九百九十九名の定員を配置いたしました。

した。第二表に三千百十五人という定員があります。建設工事本部三千百十五人という標準定員があるものであります。これは建設工事本部は四月一日から廃止になったのであります。従つて第一表にありますが、内務省の方には、内務省の方へ定員として吸収いたしましたのは、内務省の方のうちの一千九百九十九名あります。附屬機關に對しては、第一表の附屬機關に對しては、百九名定員を配置いたしました。地方支分部局に對しては、一千八百七十七名配置轉換いたしましたのであります。従つて三月一日標準でこの整理を行いました。第二表にありますが、内務省の方には、標準定員が一千五百七十六名であります。そして今回新規増が十三名あります。内務省の方は四月一日現在の機構を以て計算いたします。整理員数は四百七十一名となるのであります。それから第二表の土木研究所は標準定員四百四十二名であります。整理員が十二名、残定員が四百三十名、建築研究所は標準定員が八十四名、うち三名を整理をいたしまして、八十一名、地理調査所は六百五十一名中から、二十三名を整理をいたしまして、六百二十八名の残定員になります。建設工事本部は、只今申しましたように、これは九百四十一名を整理いたしまして、この九百四十一名が第一表の内務省の方には、千四百四十二名中に包含をいたしております。地方建設局では標準定員八千六百三名中、一千八百二十七名を整理いたしまして、残定員六千七百七十六名、以上になるのであります。

第三表は建設省本來の定員を各局局に一級官二級官、各官等と申します。級の別に書き上げてあります。第二段には建設工事本部の統合定員、これは廃止になりましたから各局局に配合したのであります。第三段は差引合計の定員であります。終りに整理定員を官房或いは総務局或いは各局局ごとに表してあります。最後は残りの新定員であります。第四表は整理の減員の率をそれぞれ書き表してあります。即ち建設省の本省につきましては、一般の内閣の決定いたしました標準に基いて、三〇%の整理をいたしたのであります。本省中に第二段にありますが、例外がございまして。例外的には土木研究所であります。これは八・四%ということになつております。建築研究所は三・五%であります。地理調査所は三・五%になつております。地方建設局につきましては本局関係は三〇%であります。現場関係は二〇%であります。以上が大概概要であります。建設省における御審議を願つております。定員法の概略の御説明を申上げた次第であります。

○委員(河井彌八君) ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員(河井彌八君) 速記を始めて。○鈴木直人君 只今表によつて御説明を頂いたのでありますが、附屬機關の土木研究所は、この建設工事本部を統合した關係から、從來は百四十二人あつたのが百七十九人になつております。相當の増員になつてゐるようであります。建築研究所の八十四人が九十一人、地理調査所が六百五十一人が六百七十八人というふうなふうに現実になつてゐるに思ひます。然るに今の最後の表の御説明によると、非

常にそれ、皆減員されておるようによつて説明されてゐるのですが、この新定員と現実の第三表における新定員とが数字が違ふのであります。どういふわけでございますか。

○國務大臣(益谷秀次君) 先程御説明申し上げました通り、本年三月一日現在の定員による標準といたしまして整理いたしましたのであります。その際の定員は只今御指摘になりました通り、土木研究所には標準定員が百四十二名であります。ありますが、先程申添ましたごとく、建設工事本部が廃止になりましたので、この人員の配置轉換をいたしましたのであります。従つてこの附屬機關に對して即ち土木研究所、建築研究所、地理調査所、この三つの附屬機關に對して、合計百九十九名の人員を配置いたしましたのであります。従つて土木研究所には標準定員が百九十一名に増加いたしました。そして先程整理のパーセンテージを御説明いたしました。これは本來の土木研究所の整理のパーセンテージであります。すでに建設工事本部に對しては、三月一日現在の標準に基いて三千一百十五人中九百四十一名の三〇%の整理を加えてありますから、配置轉換のために土木研究所が百九十一人になりました。これに更に三・五%というふうな整理をいたしまして建設工事本部の人は二重に整理せられることになりましたので、それは差控えた次第であります。結局土木研究所のごときは三月一日現在の定員よりは増加いたしております。

○鈴木直人君 従いまして土木研究所と建築研究所、地理調査所は整理されたやうになつておるけれども、實質においては從來よりも相當増員してゐる

というふうに見受けられるので、これは整理しなくては増員になつておるといふに現実はなつておるといふことを申上げたのでありますが、それでよろしうございませうか。

○國務大臣(益谷秀次君) 定員は三月の一日から見ますれば増加いたしてあります。

○新谷實三郎君 この建設省の各局別の定員の中で河川局とか、道路局或いは都市局、地方の建設局、こういう主として直轄の工事を計画し或いはこれを実施する局の定員でございまして、これは大体昭和二十四年度、つまり本年度予算における各種建築工事、それを基準にして算定されたものでございまして、或いは將來のことも考へて定員を算定されたのでございませうか。

○國務大臣(益谷秀次君) 大体本年の予算から見ました事業量を勘案いたしまして、決定いたしましたのであります。

○新谷實三郎君 或いは建設省だけの問題でないかと存じますが、今度の定員法によりまして、従来の官制にありましたような、いわゆる臨時職員といふのは全部なくなつてこの定員法一本になつておるのでありますが、建設省でも特にこの工事関係が多いものですから、いわゆる工事が臨時的な性質を持つておるものが相当多かろうと思ひますが、或る程度國鉄とか、或いは通信関係のような工事部面を担当するところでも同じような問題が起ると思ひます。その他一般の行政事務であります。調査事務とかその他につきましては、或る程度臨時的な性質を持つておるものが多いと思ひのであります。それがこのように定員法案に載つ

ておりますように一本で定員を計算されております結果は、例えば年度途中から必要になつて来るものとか、或いは年度途中で不必要になつて来るものか、そういうことについては、これは非常が調整がむずかしくなつて来ると思ひのであります。仮りに建設省の例をとつて申上げますと、來年度におきまして本年度と同じような事業量があればよいのでありますが、多少工事関係の仕事が殖えて来るという事になりますと、この定員法では賄なえなくて相當に又人間を殖やして行かなければならぬということになるのであります。それは永久に殖えるのじやなくて、或る工事を施工する期間だけ殖えるということではないといかないのであります。つまりこういう定員をお決めにいたしましたも、そういう臨時的な仕事につきましては、年によつて非常に相違がある。この問題に對して定員法ではどういふふうに扱われますか、この点につきましては、場合によりまして、本多國務大臣からでも結構でございますが、一應この定員法についての臨時職員の関係について御説明を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎君) 定員法には常時勤務しておるだけと計上することになつておりました、二ヶ月足らない臨時職員はこの定員法の適用を受けないことになつております。更に又將來建設省の事業が増大しました場合は、必ず予算も伴うことであると思ひ、その際には必要な定員法の改正を行ふ場合も勿論あると考へます。

○新谷實三郎君 そういたしますと、年度途中から殖える事務に對する定員、或いは年度途中から落ちる事務に

對する定員というよりなものは、結局予算面で見ると以外にない、この定員関係ではその年度を通じて、二ヶ月以上常勤しておる者の定員を添へてあるところいふふうに考へてよろしうございませうか。

○國務大臣(本多市郎君) そりです。できるだけ一致して行きたいと考へておりますけれども、仕事が減つたために冗員がでるというやうなことで、定員の減少が遅れる場合もあるかも知れませんが、できる限り予算と一緒に定員も改正して行くという趣旨であります。

○鈴木直人君 實は私はこの点について、先般本多國務大臣にお聞きしたところ、今のやうな御答弁であつたんですが、從來事業費のうちに相當の人員費が隠されておる例になつておるのには設計、監督費として相當の人数が見込まれる。少ない場合には少くなくとも人があることになつて、事業と共に入が動いておるといふのが土木事業の例であつたんであります。それがここのやうな二ヶ月以上ということになると定員が限られるということになるので、そこに非常に不便が生ずると思ひ、そこで、本多國務大臣の御答弁の通りであるかどうかという点について實は疑問を持つておつたんでありますけれども、建設大臣の方でも實際的にそのやうなふりをしてこの定員を見込まれておるわけでございますか、大臣でなくともどなたからでもよろしうございませうか。

○國務大臣(益谷秀次君) 御承知の通り今回は私共の方から申しますと、いわゆる事業費支弁の純然たる人夫以外は皆定員の中に加えて、そりしてそれに予算が伴うということにいたしましたのであります。従つて只今本多國務大臣の言われた通りであります。建設省といたしましては、先程も申しました通り、建設工事本部が廢止になりました、これは申すまでもなく公共團體の仕事とか、國家の建設工事の主体として請負をいたしておつたのであります。主として地方の建設局並に營繕の方の仕事が多くなつて貰うことになつたので、これだけの定員がございまして十分によつて行ける。尙實際問題といたしまして、これは例えば水害なぞのやうなものが突発いたしましたやうな場合は、建設省は地方の土木と申しますが、自治体とは非常に密接なる連絡を取つております。協力をいたしておりますので、不時な災害の發生のやうな場合は、事實上地方の土木の人の手を借り、又従つて人夫を雇ふといふやうなことをいたして参りますので、余程の仕事の量が急に殖えるのでなければ、これで十分に仕事を進行することができるといふ見通しをとつております。

○木下源吉君 こでちよつと北海道関係をお伺いしますが、北海道関係の方は今回政府が國會に提案されておる行政機關職員定員法の施行に伴ひ關係法令の整理に關する法律案の中に入つておらないと考へますが、どうでありますか。

○國務大臣(益谷秀次君) 北海道の定員は入つておりません。從來北海道關係の建設省關係の官吏は今回は内閣の所管に變りました。確かに内閣の自治課で取扱うことにいたしました。

○木下源吉君 そりう取扱になられて、結局やはり聞くとこによれば、二割程度の整理をされるというやうなことでありますが、それが事實でありますか。

○國務大臣(本多市郎君) 二割という程度の整理を行ふことになつております。

○木下源吉君 實はその点についてですね、資料をお願いしたのでありますけれども、私の手許にある資料で申上げますが、間違ひなければ別に資料は要りません。北海道の場合で二十三年度の予算でも河川面が百三十六名、そりして一体どのくらいの事業費をこの人員でこなしておるかといへば、建設省直轄では十八億二千四百八十万円、北海道の場合では三億四千万円、比率を見ますといふと、事業費で約六倍、北海道は六分の一、人員では北海道は実に十一分の一、建設省直轄の分は十倍以上になつております。こゝなつておるので、従つて官吏一人当りの事業費は、建設省直轄の場合は、三百二十二万九千円で北海道の場合は一人当り五百八十四千円、こゝいふやうな数字が現れております。尙道路におきまして、二十三年度においては六億、建設省直轄では六億数千万円、北海道もほぼそれだけの予算であります。これが人員は建設省直轄では千五百五十七名、北海道の場合は三百五十七名、北海道の額は一方は千五百五十七名、北海道は三百五十八名、五分の一でこれをこなしておるといふやうな状態を見るのであります。これは今申上げましたのは、官吏一人当りの事業費ですが、雇員の場合でも建設省直轄では道路の面においては雇員一人当りの事

○木下源吾君　金額だけではといひますけれども、実際の事業量というものを更に検討すれば、もつとく北海道の場合においては一人当りの負担が却つて重くなると考えられます。この点

人事委員
委員長
理事

坂 俊委君
三好 始君
中井 光次君
木下 源吾君

法務廳事務官 (法制第一局長)	林	修三君
法務行政長官	佐藤	藤佐君
外務政務次官	近藤	鶴代君
外務事務官 (總務局長)	大野	勝己君

1. *Journal of the American Medical Association*, 1990; 263: 1025-1028.

昭和二十四年六月十日印刷

昭和二十四年六月十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局